

平成30年12月27日（木）

平成30年度希少野生動植物種専門家科学委員会

○環境省（田中） それでは、予定の時刻になりましたので、平成30年度希少野生動植物種専門家科学委員会を開催させていただきます。

まず、本委員会の委員を御紹介いたします。資料の上から3枚目、出席者名簿の上から順に御所属とお名前を読み上げさせていただきます。

東京女子大学現代教養学部教授、石井信夫委員。

大阪府立大学理事、石井実委員。

山階鳥類研究所副所長、尾崎清明委員。

神戸大学名誉教授、角野康郎委員。

国立研究開発法人海洋研究開発機構特任参事、白山義久委員。

続きまして、本日御欠席ではございますが、総合地球環境学研究所特任教授、中静透委員。

北海道大学大学院農学研究院教授、中村太士委員。

公益社団法人日本動物園水族館協会専務理事、成島悦雄委員。

筑波大学大学院人間総合科学研究科教授、吉田正人委員。

続きまして、事務局の紹介をいたします。

環境省自然環境局局長の正田。

大臣官房審議官の鳥居。

自然環境局総務課課長の永島。

同じく自然環境局野生生物課課長の堀上。

同じく野生生物課希少種保全推進室室長の番匠。

同じく室長補佐の奥田。

同じく室長補佐の松木。

また、事務局の受託者として一般財団法人自然環境研究センターが同席しております。

よろしく願いいたします。

続きまして、お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。資料の上から2枚目でございます資料一覧をご覧いただければと思います。まず、表紙の議事次第に続きまして、この資料一覧、続きまして出席者名簿と座席表がございます。その後ろに資料1、

資料が多いですので、個別の資料名は割愛させていただきますが、資料番号を御確認ください。資料1に別添がついております。続きまして資料2、続きまして資料3-1、資料3-2、こちらに、申しわけございません。資料番号が抜けてしまっていますが、別添1として平成30年度新規指定候補種の概要という資料をおつけしております。こちらは資料番号が正しくは資料3-2別添1となりますので、お手数ですが、御記入のほどよろしく願いいたします。続きまして、こちらは枚数が多いですが、資料3-2別添2、各候補種に対する意見概要がついております。続きまして資料3-3、こちらにも別添1と別添2がついております。続きまして資料3-4、3-5と続きまして、その次の資料4-1が指定後の保全対策及び保護増殖事業の進め方ということで、横長の資料をおつけしております。こちらが17ページまでございまして、その次に、資料4-2がついております。資料4-2にも別添1、別添2、別添3がついております。別添3は委員会限りとなっております。その後ろは参考資料になりますけれども、参考資料1から5をおつけしておりますので、御確認をいただければと思います。万が一資料に不備がございましたら、事務局にお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、自然環境局長の正田より御挨拶を申し上げます。

○環境省（正田） おはようございます。改めまして、自然環境局長の正田でございます。本日は、年末の大変お忙しい中、希少野生動植物種専門家科学委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。当委員会は、昨年の種の保存法の改正によりまして、国内希少野生動植物の指定に当たって、従来の環境大臣は中央環境審議会の意見を聞くことされておりましたが、これが改められまして、野生動植物種の種に関し専門の学識経験を有する者の意見を聞かなければならないと、これを受けまして設置をするものでございます。改正法は本年6月に施行されておりました。本日が第1回目の開催となります。

本日、当委員会にお諮りするものとしたしまして、国内希少野生動植物種の指定についてでございます。これはエラブオオコウモリなど36種を追加指定することについてお諮りするものでございます。

また、種の保存法の改正によりまして法定化されました国民からの提案制度の今後の実施方針につきましても御審議を賜りたいと考えております。さらに、国内希少野生動植物種の追加指定を進める中でさまざまな課題も出てきております。このため、2021年以降のよりよい種指定の進め方等につきましても、今後、当委員会の場を活用して検討また御意見を賜ればと考えておるところでございます。

これら希少種の指定に関することに加えまして、その保全対策の課題や方向性につきましても、委員の先生方から大所高所からの御助言、御提言を賜りたいと考えております。

本日お願いする案件は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○環境省（田中） それでは、本科学委員会の座長は石井実委員にお願いしようと考えております。御賛同いただける方は拍手をお願いいたします。

（拍手）

○環境省（田中） では、この後の議事進行につきましては、石井実座長をお願いいたします。

なお、報道関係の撮影はここまでとさせていただきますので、カメラは御退席いただきますようお願いいたします。

○石井実座長 皆さん、おはようございます。最初ですので、少し御挨拶ですけれども、私の専門は動物生態学、昆虫学、保全生物学ですけれども、レッドリストについていいますと、第2次リストのあたりからかかわらせていただきまして、今回の種の保存法の改正についてもかかわらせていただきました。その中で新しい概念というか制度として、特定第二種国内希少野生動植物種が新設されたわけです。今後、種の選定を進めることになるのですが、イメージが固まっていない部分もあって大変なのかなと思います。その一方で、種の保存法が改正されるたびに国会で附帯決議がなされて、2020年までに300種の国内希少種の追加、さらには、今回の改正の附帯決議では、2030年までに700種ということになっています。国内希少種の選定も私はかかわってまいりましたけれども、選定の難易度が高くなってきているという感じがしています。一方で、環境省のために言いますと、予算がそれに対して相対的に減っていることがございまして、座長としてもその辺、国にも配慮していただきたいなと思っているところです。

今回初めての科学委員会ということで、どんな展開になるか私はよくわかりませんが、活発な御議論をお願いしたいとともに、議事進行への御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、議事に入らせていただきます。今回は4件の議事がございます。この中でも3番目、国内希少野生動植物種の指定について、この部分は重要な部分で、きょうお決めいただくことになると思います。1番、2番については、内容について御了解いただければというところです。そして4番のところですか。ここでは、さまざまな御議論をいただいて、今後の国内希少野生動植物種の保全対策について御議論いただ

ればと思っております。

それでは、議事の1番でございます。希少野生動植物種専門家科学委員会の設置についてということで、まずは事務局から御説明をお願いします。

○環境省（奥田） 希少種保全推進室室長補佐の奥田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料1と資料1別添を御参照ください。こちらは希少野生動植物種専門家科学委員会の設置についての資料でございます。まず、その背景ですけれども、先ほど局長からの挨拶でも申し上げましたけれども、昨年改正され、本年6月に施行されました改正種の保存法におきまして、国内希少野生動植物種などの指定に係る政令の制定または改廃に当たりまして、環境大臣はこれまでの中央環境審議会ではなく、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないとされております。これを踏まえまして、科学的知見を尊重した国内希少野生動植物種の指定を推進するために、専門の学識経験を有する者からなる希少野生動植物種専門家科学委員会を設置するものです。

意見聴取要領の案は、もう1枚の別添を見ていただければと考えておりますけれども、こちらは国内希少野生動植物種の指定に係る政令の制定または改廃に関する立案及びその他関連する事項につきまして、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者から意見を聴くために必要な事項を定めたものでございます。こちらについて御了承いただければと考えております。

これは何を書いているかということ、必要な事項を定めており、例えば第3の下の2.です。自然環境局長は科学委員会を開催し、意見の聴取を行うとなっております。こちらは大体年1回程度開催することを見込んでおります。ただし、例えば緊急に国内希少種などの選定が求められる場合などにおきましては、この科学委員会形式による意見聴取が難しい場合には、委員会によらない意見聴取の形式によることができることとしております。

また、2ページ目ですけれども、4.のところに、委員会において集約された意見をもって、種の保存法第4条第7項の規定に基づき聴取された学識経験者の意見とするということとしております。

また、その下にございます第4、委員会の運営のところの2.ですけれども、委員会の公開ということで、当委員会の議事は原則公開ということで進めていきたいと考えております。

戻っていただいて、資料の最初の1枚目ですけれども、当委員会の委員構成ですけれども、今年度は2.科学委員会委員、ここに掲げたとおりでして、野生動植物の種の専門家として、分類といったことだけではなく、生態や保全についても大変詳しい方にお越しいただいております。

説明は以上です。

○石井実座長 御説明ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明ですけれども、御意見、御質問等があったらお願いいたします。多分このあたりは委員でも温度差があって、よく知っておられる方と、初めて聞いたという方もいるかもしれないなと思います。何か御意見、御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この部分ですけれども、了解いただけただけということにさせていただきたいと思っております。

では、議事の2です。絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の概要についてということで、事務局から御説明をお願いします。

○環境省（奥田） ありがとうございます。引き続き説明させていただきます。

お手元の資料2、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の概要を御参照ください。種の保存法は平成4年、大体四半世紀前にできまして、希少野生動植物種等について、その捕獲、譲渡しの禁止や生息地の保護などによって種の保存を図っているものです。

1枚めくっていただきますと模式図が出てくるんですけれども、こちらは大きく2つのパートに分かれております。左側が国内の希少野生動植物種に関するものでして、右側がワシントン条約や二国間渡り鳥等保護条約の関連する種に関するものでございます。本日の科学委員会で主に議論するのは、この左側の国内希少野生動植物種ということとなります。

資料1枚目に戻っていただきまして、では、この国内希少野生動植物種というものはどのようなものかということと、どういったものがあるのかということなんですけれども、国内希少野生動植物種は、本邦に生息または生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種ということで、きょうこれまでのところで259種を指定しております。こちらは生きている個体の捕獲・採取や個体の譲り渡し・陳列、輸出入の禁止など、非常に強い規制がかかるものでございます。現在指定されている種の一覧につきましては、参考資料2につけて

おりますので、必要に応じて御参照ください。

②特定第一種国内希少野生動植物種ですけれども、こちらは国内希少種のうち、商業的に個体の繁殖をさせることができるなど、一定の条件を満たすものが指定されておりました、これまでのところ35種の植物が指定されております。こちらにつきましては、人工繁殖個体の流通は可能という形になっておりますので、本来の生育地では危機的な状況であるものの、人工繁殖個体の流通があるような種を指定しております。こちらについて、もう少し詳しい説明につきましては、参考資料3につけておりますので、必要に応じて御参照ください。

③特定第二種国内希少野生動植物種ですけれども、こちらは昨年の平成29年の法改正で制度化されたものでございます。まだ指定しておりませんで、来年度、2019年に先行指定を考えておまして、2021年以降、本格指定を開始することを考えております。こちらは販売・頒布での目的での捕獲・採取や個体の譲渡し・陳列などのみを禁止するという形になっておまして、もう少し砕いて言いますと、例えば研究ですとか、環境教育目的での捕獲・採取といったものは規制されることはございません。このため、里地里山などの身近な自然で減少してしまった種、生息地をしっかりと守っていけば回復していく種の指定に向いているものとなります。こちらについてももう少し詳しい資料は参考資料5につけてございますので、必要に応じて御参照ください。

それから、④緊急指定種という制度がございます。こちらは要件があり、新種ですとか、再発見された種などで、その種の保存を特に緊急に図る必要がある種につきましては、3年を超えない範囲で環境大臣が官報を公示することで指定することができます。今現在、ケラマトカゲモドキというものを指定しておりますけれども、こちらについては、本日、国内希少種のほうに格上げするという形で提案させていただいております。

ページをめくっていただきまして、裏面に行きます。⑤は、本日につきましては参考ですけれども、こちらは先ほど申しましたとおり、ワシントン条約、CITESの掲載種でしたり、二国間渡り鳥条約の通報種といったものが対象となっておまして、国際希少野生動植物種に指定されますと、個体の譲り渡し・陳列等の禁止ですとか、輸出入の規制がかかります。

続きまして、2.生息地等保護区による保全なんですけれども、種の保存法に基づきまして、環境大臣は生息地等保護区というものを指定することができます。こちらの生息地等保護区につきましては、何種類か区分がございまして、規制行為には許可が必要となります。

す管理地区、それから規制行為には届け出が必要となる監視地区、また管理地区の中には立入制限地区も指定することができます。現在、7種9地区を指定しておりまして、合計面積は890.18haとなっております。

続きまして、3. 保護増殖事業による保全ですけれども、種の保存法に基づきまして、中央環境審議会の意見を聞いて保護増殖事業計画というものを策定することができます。平成30年12月現在、64種について51計画を作成しております。国なり地方公共団体は、種の保存のために必要があると認める場合は保護増殖事業を実施していきますけれども、こちらは国以外の者が行う保護増殖事業につきまして、環境大臣が認定もしくは確認というものをすることができます。確認や認定を受けた事業につきましては、捕獲や譲り渡しなどについて許可手続を経ずに行うことができることとなります。こういった確認または認定を受けた団体は、現在のところ37団体ございます。

続きまして、4. 希少種保全動植物園等の認定なんですけれども、こちらは平成29年の法改正において制度化されたものでして、一定の基準に適合した動植物園等を環境大臣が認定するものです。現在3園館を認定しているところです。

大ざっぱですが、種の保存法の概要については以下のとおりです。

なお、次のページの絵の中で赤字になっている部分は、今年の種の保存法の改正の中で、新たに追加された事項ということになっております。

以上です。

○石井実座長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明ですけれども、御意見、御質問をお願いいたします。

日本では、この種の保存法の国内希少種に指定されるということが保全の第一歩みたいなところがあって、とても重要なことです。種の保存法の体系ということですが、よろしいでしょうか。

では、この部分も御了解いただけたということにさせていただきます、続いて議事の3に移りたいと思います。国内希少野生動植物種の指定についてということでございます。

冒頭に私のほうから申し上げましたように、ここが今日お決めいただきたいところでして、科学委員会は、種の保存法に基づいてこの国内希少野生動植物種の指定に当たって、学識経験を有する者から意見を聞く場として設定されておりますので、活発な御議論をここではお願いしたいというところです。今回の科学委員会の肝となる部分だろうと思いま

す。

では、まず資料について御説明をお願いします。

○環境省（杉山） 希少種保全推進室指定検討第二係長の杉山と申します。どうぞよろしくをお願いします。

資料3-1、3-2の国内希少野生動植物種の新規指定に関して、私から御説明いたします。

それでは、資料3-1をお願いします。まず、国内希少野生動植物種の新規指定等に関する基本的な考え方について御説明いたします。

まず、希少野生動植物種保存基本方針の記載事項について御説明いたします。国内希少野生動植物の選定要件としましては、本邦における生息・生育状況が人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種で、次のアからエのいずれかに該当するものを選定することとしております。まず、アですが、個体数が著しく少ないか、または著しく減少しつつある種、イですが、全国の分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつある種、ウ、分布域が限定されており、かつ生息地等の生息・生育環境の悪化のある種、エ、分布域が限定されており、かつ生息地等における過度の捕獲や採取がある種です。

留意事項といたしましては、外来種は選定しないこと、本邦にはごくまれにしか渡来または回遊しない種は選定しない。個体としての識別が可能な種を選定することがございます。

次に、種の優先度の決定についてです。絶滅危惧種の保存施策の実施に当たりましては、種の存続の困難さと施策効果の大きさの2つの視点で評価することを基本として、取り組む種の優先度を決定しております。まず、種の存続の困難さによる視点ですが、レッドリストにおける評価等により、絶滅のおそれが特に高い種から保存施策を検討することとしております。また、施策効果による視点ですが、1つ目として、生態学的に重要性が高く、その保存によって分布域内の生態系全体の保全に効果がある種、2番目といたしまして、国や地域の象徴となり、多くの主体の保存施策への参画等を促進させる効果が期待される種、3番といたしまして、複数の絶滅危惧種が集中する地域に生息・生育する種を優先しております。

めくっていただきまして、2ページ目ですが、次に、全国で絶滅危惧種の保存施策に取り組むに当たって考慮すべき事項です。1つ目としまして、捕獲・採取圧が減少要因となっており、全国的に流通する可能性がある種、2番目といたしまして、固有種が多く、生



物多様性が豊かな島嶼等、特に重要な生態系が見られる地域に分布する種、3番目といたしまして、分布範囲や行動範囲が広域に及ぶ種、4番目といたしまして、国境を越えて移動する種や国際的に協力して保全に取り組む必要がある種、5番目といたしまして、保存施策の手法等を確立するために先駆的に取り組む意義がある種です。

次に、絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略の記載事項について御説明いたします。種の保存法に基づく国内希少野生動植物種につきましては、当面2020年までに300種の追加指定を目指し、必要性を踏まえて適切なペースで指定の推進を図ることとしております。この目標の達成のためには、年間30種から50種程度の指定が必要な状況です。

続きまして、分類群ごとの種指定の取組方針について説明いたします。爬虫類と両生類については捕獲が確認されており、捕獲・流通規制を実施すべき種がある。昆虫類につきましては、急激な生息環境の悪化により一気に絶滅のおそれが増大している種があるため、現状の生息状況を考慮して検討する必要がある。維管束植物は絶滅危惧種の約5割を占めており、指定可能性が最も広い分類群である。哺乳類と鳥類は鳥獣法で捕獲が禁止されているため、特に指定の必要性が高い種について検討する。

次に、国内希少野生動植物種の新規指定の流れについて説明いたします。まず、事務局におきまして検討に必要な調査や情報収集をいたします。2番目に、これをもとに種の優先度や種指定の取組方針に加えて、社会的条件も加味して指定種を検討いたします。それについて科学委員会の委員数名と、指定候補となる分類群の専門家数名から成る非公開の検討会において、科学的知見を尊重して、指定候補種を選定いたします。その後、都道府県との調整や各省協議、法制局審査を行います。そして、今回の科学委員会ですが、野生動植物種の種に関し専門の学識経験を有する者から構成される科学委員会において、指定候補種の選定について意見を聴取します。その後、パブリックコメントと閣議決定を経て、政令改正を行いまして、国内希少野生動植物種を指定するという流れとなっております。

続きまして、資料3-2をお願いします。平成30年度の国内希少野生動植物種の選定について御説明いたします。

まず背景ですが、環境省では、資料3-1の基本的な考え方に基づいて絶滅のおそれのある種の実態調査を行い、近年は年間30種から50種程度の指定を進めてきたところです。

今年度の新規指定及び削除の候補種につきましては、この実態調査等によりまして、エラブオオコウモリ等の36種について、生息数、分布その他必要な生息・生育情報が得ら

れ、その保存を図る必要があると認められることから、新たに国内希少野生動植物種として追加いたします。このうち、特定第一種国内希少野生動植物種として7種を、捕獲等の規制を適用する卵及び種子として5種の卵と4種の種子をそれぞれ指定いたします。一方で、既に国内希少野生動植物種として指定されている鳥類2種につきまして、最新版の環境省レッドリスト2018において絶滅と判断されましたので、これら2種について指定を解除いたします。

指定及び解除する種の詳細はこれからパワーポイントによって説明いたします。このパワーポイントですが、委員の皆様の手元には配付をしております。ただ、写真の著作権及び使用权の関係がございますので、このパワーポイントのプリントした資料は、配付は委員のみとさせていただきます。ただ、個別の種の内容につきましては、資料3-2の後に資料3-2別添1といたしまして、平成30年度新規指定候補種の概要のほうに書いておりますので、そちらを御参照いただきますようお願いいたします。

まず、これまでの国内希少種の追加指定の経緯について御説明いたします。まず、平成26年4月に定めた保全戦略において、種の存続の困難さと対策の効果の大きさという2つの観点から絶滅危惧ⅠA類で保全措置が不十分なもの、絶滅危惧Ⅰ類で捕獲圧、採取圧のあるものまたは個体数増加が困難なもの、重要な生態系で固有種の多い地域に生息・生育するもの、そして緊急の対策が必要なものについて種指定の検討を優先して進めていくことといたしました。この時点で89種が国内希少野生動植物種に指定されておりましたが、こちらの緑のほうですが、平成27年5月に小笠原諸島の陸産貝類ですとか、南西諸島のトカゲモドキ類など41種が指定されまして、計130種となりました。

続いて、平成27年12月にサンショウウオ類4種が追加されまして、134種になりました。さらに、平成28年3月にトゲネズミの仲間ですとか、オキナワイシカワガエルといった琉球諸島や奄美群島の動物とその他の島嶼に分布する動植物種など計41種が追加指定され、175種となっております。

その後、平成29年1月にクメジマボタルなど沖縄諸島などの島嶼部に分布する33種が追加され、208種となり、平成29年9月にはオオタカを解除するとともに、新たな3種の鳥類を追加指定いたしまして、国内希少種の総計は210種となりました。

直近ですが、平成30年2月に、主に採取圧の高いカンアオイですとか、テンナンショウの仲間など49種が追加されまして、現在、国内希少野生動植物種の合計は、こちらはオレンジのほうですけれども、259種となっております。今年度は北海道から、こちらのピン

クのほうですけれども、九州・南西諸島等の島嶼に分布する幅広い種群について36種を追加するとともに、絶滅した鳥類2種を削除する方針であります。

さて、ここから今回の指定候補種について個別に御説明いたします。

まず哺乳類ですが、いずれも南西諸島の限られた地域に分布するコウモリ類です。エラブオオコウモリとヤンバルホオヒゲコウモリとリュウキュウテングコウモリです。いずれも常緑広葉樹林に生息しておりまして、餌となる植物やねぐらとなる大木の不足や減少が存続を脅かす原因となっております。

続きまして、鳥類は2種です。クロコシジロウミツバメは、岩手県の限られた地域で繁殖している種で、開発やドブネズミによる捕食等が存続を脅かす要因となっております。オガサワラヒメミズナギドリですが、東京都の一部のみで生息が確認されている種で、クマネズミによる捕食等が減少要因となっております。こちら鳥類については、卵の採取も規制されます。

次に、爬虫類は1種です。このたびは平成29年度に種の保存法に基づいて緊急指定されましたケラマトカゲモドキを選定しております。本種はノネコによる捕食を受けているほか、採取圧も減少要因となっております。この種も卵の採取が規制されます。

続きまして、両生類は2種です。両生類は、まずコガタハナサキガエルですが、こちらは沖縄県に分布している種です。生息環境の悪化が減少要因になっているほか、インターネットの販売もありまして、採取圧が懸念されております。続きまして、トサシミズサンショウウオですが、これは今年度に新種記載された種で、限られた場所のみに生息している状況です。これらの種につきましても、卵の採取も規制されます。

続きまして、魚類はこちらの3種です。ハカタスジシマドジョウとタンゴスジシマドジョウですが、こちらはいずれもかなり特定の河川の限られた箇所のみで生息している種です。コシノハゼですが、こちらは第4次環境省レッドリストにおきましては、ジュズカケハゼ鳥海山周辺固有種という名称で記載されていた種です。この種も限られた地域のみで生息しています。

続きまして、昆虫類は2種です。ヒサマツサイカブトですが、こちらは沖縄県に分布している種で、近年は外来種の影響などによりまして、非常に深刻な状況にあります。次に、ハネナガチョウトンボですが、こちらも鹿児島県の限られた池沼のみに分布する種で、開発や採取が減少要因となっております。

続きまして、甲殻類は2種です。いずれも東京都に分布する種です。オガサワラヌマエ

ビ、オガサワラベニシオマネキですが、両種とも東京都に限られた箇所のみで生息する種です。オガサワラヌマエビは、河川環境の悪化や外来種の影響、オガサワラベニシオマネキは、開発等が減少要因となっております。

続きまして、植物について説明いたします。

まず、カラフトグワイ、クロブシヒョウタンボク、ウゼンベニバナヒョウタンボクです。カラフトグワイは、残された自生地が少ないことに加え、その自生地もウチダザリガニの影響を受けている状況です。クロブシヒョウタンボクとウゼンベニバナヒョウタンボクは、いずれも風穴の植物で、環境の悪化等が減少要因となっております。

次に、関東から中部に分布する種です。キレハオオクボシダは、全国に点々と分布しておりますが、いずれの自生地も危機的な状況です。ヒイラギデンダは、山梨県の高山に限られた場所に分布する種です。次に、カイコバイモですが、管理された林などに生育する種で、こちらは管理放棄ですとか、採取が問題となっております。次に、クモマキンポウゲですが、こちらは高山に限られた地域に分布する種で、本種も採取等が問題となっております。ホザキツキヌキソウですが、こちらも山梨県に限られた場所のみに分布する種で、食害や遷移が問題となっております。

続きまして、九州に分布する種ですが、タコガタサギソウは九州に限られた草原等に生育する種で、管理放棄や採取等が問題となっております。ムラサキカラマツは、シカ等の食害や採取が問題となっております。ヒュウガホシクサは、2016年に再発見されたことにより、絶滅種からCRにランクが変更となった種です。この種は、採取や遷移等が問題となっております。

ヤクシマフウロ1種が選定されております。本種はオークション出品がありまして、採取も懸念されております。

トクノシマテンナンショウとタイワンアマクサシダです。いずれの種も残りの個体数が限られたものとなっております。

イネガヤは、限られた場所のみに分布している種です。エダウチタヌキマメは、同じく限られた場所のみに分布する種です。これらの種は、種子の採取も規制する方針であります。

ケナシハテルマカズラは、限られた場所のみに分布する種です。本種も種子の採取を規制する方針です。ヨナクニイソノギクですが、こちらは採取が減少要因となっております。クロボウモドキとタシロマメですが、いずれも高木となる種です。クロボウモドキは

開発が問題となっております、タシロマメは、かつて多く伐採されて数を減らした種です。ヒジハリノキは低木で、開発等が減少要因となっております。

続きまして、特定第一種国内希少野生動植物種の選定について御説明いたします。特定第一種の制度は、繁殖や流通を容認することによりまして、個体を欲する人が繁殖個体入手できるようにして、野外から採取を行う人を減少させるということを期待する制度です。ただ、栽培が難しい種などの理由で市場価格が高騰してしまいますと、かえって採取を助長してしまいますので、商業的繁殖が可能な種に限定して選定しております。平成30年度の候補種36種からは、商業的な繁殖が可能であることが確認された種といたしまして、いずれも維管束植物のカラフトグワイ、トクノシマテンナンショウ、ヨナクニイソノギク、ヒュウガホシクサ、ヤクシマフウロ、カイコバイモ、ムラサキカラマツの7種を選定しております。

最後に、国内希少野生動植物種から削除する方針の2種を説明いたします。削除する方針の2種は、こちらのシマハヤブサとウスアカヒゲで、いずれも50年以上確認例がない状況で、環境省レッドリスト2018において絶滅種と判定されましたので、国内希少野生動植物種から削除するものです。

なお、本委員会に先立ちまして、9月に開催した非公開の選定検討委員会におきまして、各候補種に対する意見は、資料3-2別添2につけておりますので、適宜御参照をお願いします。

○石井実座長 御説明ありがとうございました。具体的な提案種ということで御説明いただきました。

それでは、この御提案の36種につきまして御意見、御質問等があったらお願いいたします。いかがでしょうか。

○石井信夫委員 私は、哺乳類が専門ということで、哺乳類の指定候補について意見を言いますけれども、既に資料3-2の別添ですか、こちらの会議にも出ていましたので、同じことですが、基本的に指定は妥当だと考えています。ただし、この3種、いずれも存続を脅かす要因というのが開発ということです。種の保存法は、捕獲・採取の規制だとか、譲渡だとか、そういうことを規制するというのが中身ですよ。それから、開発ということに絡んで言うと、この法律の持っているツールとしては、生息地等保護区というのがあるんですが、いずれも面積はそんなに大きいところは指定されていないし、哺乳類の場合、生息に非常に広い範囲を必要とするので、この法律はなかなかなじまないと思う

んですね。指定するということで、こういう種が重要であるということが表に出て、実際、このヤンバルホオヒゲとリュウキュウテングの場合は、世界遺産登録の候補地の奄美と琉球に生息していて、世界遺産候補地の推薦に当たっては、自然公園法で随分地域指定というのがされているわけです。それと組み合わせることによって、この種は守られていく方向にあるかと考えています。

繰り返しになりますけれども、こういう種が重要であるということが、種の保存法ではっきり示されると、ほかのいろんな法律の手当てというのも前進していくと思いますので、今回の指定については妥当だと思います。ただし、今の2種はそうなんですけれども、エラブオオコウモリについては、やっぱりこの種の指定単体ではなかなか効果を発揮できないと思うので、この種についても、実際に開発等が問題ということであれば、どういう手当てをしていくのかということを見直して行って、できることはやっていくというのが大事だと思っています。

以上です。

○石井実座長 御意見を伺ったということでよろしいかなと思います。

○尾崎清明委員 資料3-1の1ページの、既に種の保存法6条に規定されているということで、国内希少野生動植物の選定要件のところの文章がちょっと気になりました。この「人為の影響により」と明確に書いてありますが、例えば地球温暖化みたいなものがこの人為の影響とみなされるのかどうかということと、減少していることがはっきりしている種であっても人為の影響かどうかよくわからない場合も、こういうものを含めるのでしょうか。

○石井実座長 これについては事務局から何かあったらお答えください。

○環境省（奥田） 地球温暖化というものも非常に大きな問題であり、こちらについては人為の影響と言えるのではないかと考えております。ただ、この種の保存法はここにも書いてあるとおり、基本的に人為の影響によりというものがございますので、その説明が全くできないものはさすがに厳しいのかなとは考えております。

○角野康郎委員 植物に関しての件なんですけど、指定候補種については異存ありませんが、7種類を第一種の候補として挙げておられます。これについてちょっと私は危惧があります。日本の法律は希少種の捕獲とか採取についてはいろいろ規制がありますけれども、自然に放すとか、植えることについて規制がありません。その結果どういう問題が起こってくるかというと、例えば湿地の植物、今回ヒュウガホシクサが入っていますけれど

も、これはふやすのはタネをまけば容易です。現在、宮崎県の1カ所の湿地にしか生育しません。流通すると、どこかに播く人が実際にいるかもしれません。善意でやる人がいます。1カ所にしかないヒュウガホシクサがあちこちの湿地に出てくるというのは、保全上好ましい姿ではないと思います。そういう意味で、繁殖が可能だから流通を認めるのが妥当かどうか、もう少し慎重に考えたほうがいいというのが私の意見です。

○環境省（杉山） わかりました。ありがとうございます。

○角野康郎委員 ですから、私の率直な意見としては、特定第一種候補に指定するのはやめて、やはり流通を規制するという趣旨とした選定にすべきだというのが私の意見です。

○石井実座長 それは修正意見になるのですけれども。

○角野康郎委員 同様のことがカラフトグワイについても言えます。植物の世界では、植える、しかも特に湿地とか、水草はよかれと思って植えることが必ずあるので、そういうリスクというのでも考えておかなければいけないということです。

○石井実座長 今の部分、どうでしょうか。

ほかの委員、今のことに関して、ヒュウガホシクサについてです。特定第一種にする、善意かどうかわかりませんが、タネをまく者があらわれるため、ちょっと困難なことになるかもしれないということです。

○環境省（番匠） 御意見ありがとうございます。なかなか難しい問題なんですけれども、放すとか、植えるという点については、植物だけではなくて、おそらくほかの種でも問題になるものがあるのかなとは考えております。ただ、種の保存法の中では、そこは手当てできていないというのが実情で、そこは特定第一種になるならに限りならず、放す、植えるというところまではできていないという状況です。そこは考えていかなければいけない一方で、種の保存法の考え方として、個体数を減らすということ、減らす行為をとめるというか、規制するというところに主眼が置かれた制度になっていますので、若干、そのところ、実際、手当てというのが考えられるかどうかも含めて、なかなか課題はあるのかなと考えております。

事務局といたしましては、この放す、植えるという問題意識というのは非常に共有するところではあるんですけれども、そこは特定第一種であるなしに限らず、普通の国内希少種であっても、法律上はなかなか規制が難しいというところではありますので、現在、商業的繁殖での流通というのがもう考えられている実態からしますと、その問題意識は共

有しつつも、特定第一種という形で整理をさせていただけないかなとは考えておるところです。

○角野康郎委員 ヒュウガホシクサの場合、保全を考える場合、現地で適切な管理をすれば確実に守れます。特定第一種ということになると、流通が可能と受けとめられかねないので、そういうことを危惧するわけです。

○石井実座長 なかなか微妙なところなんですけれども、番匠室長の言われたこともありまして、これはこの種だけについて限ったことではないということです。よろしければ、ご指摘の点を検討課題という条件をつけた上で、資料3-2が具体的な提案内容になっているとは思いますが、36種について、今回国内希少種として認めるということでどうでしょうか。その中で、2.のところにあるように、特定第一種国内希少野生動植物として7種ということ、この部分については課題がありますが、今回これでお認めいただけると、ここはスムーズにいくのですけれども、いかがでしょうか。

○角野康郎委員 そういう問題があるということをやはり認識していただければ、私は絶対反対というわけではありません。

○石井実座長 では、議事録にしっかり残して、課題であるということをも明記した上ですけれども。ほかに御意見はございますでしょうか。

○吉田正人委員 36種の指定候補として挙げた種については、私は異存ありませんが、問題は、新たな種指定のプロセスを今後どうしていくかです。今回は第1回の科学委員会であり、36種の指定が重要な議題となっています。新たな種指定のプロセスを議論する前に、36種が国内起床野生動植物種候補ですという形で出てきています。しかし、どういう種や分類群を優先して指定して行くかという方針について、どういう種群が危ない、あるいはどういう生息地に生息・生育している動植物が危ないので、こういったものを優先していこうといったことをこの科学委員会で議論して、その議論の中から候補を挙げていくということが必要だと思います。

今回は、事務局側が個別の専門家から聞いたものの中から候補種を選んで結論として出てきているのですけれども、結論だけこの科学委員会で審査するということになると、以前、審議会ですべてやっていた方式と大して変わらないということになってしまいます。情報公開と希少種の保全との兼ね合いで、36種に挙げなかった種の名前まで出して議論するというはかなり難しいと思うのですけれども、どういう方針で第1段階ではこのように候補種を選んで、その中からこのように絞って行って、最終的にこの36種になったという



ようなプロセスがわからないと、今選ばれている36種が妥当かという意見は言えても、こういう種が抜けているという意見は言えないと思います。ですから、今後、検討のプロセスにも、この科学委員会が意見を言うことができるようなやり方にさせていただきたい。

○石井実座長　今回は前さばきの打ち合わせ、ミーティングのようなものがあって、そこからの提案になっていますが、こういうプロセスも含めて検討してほしいという御意見かと思えます。

○成島悦雄委員　ただいまの吉田委員の意見に賛成なんですけれども、事前にお送りいただいた資料を見ていて、私も資料3-2別添2の哺乳類ということで、先ほど石井委員からもお話がありましたが、ほかの候補種もある中で、これらの種を優先して指定した理由や優先順位の基準を明確にしたほうがよいというふうに議事録で書かれていますけれども、まさしくここが大切かなと思います。多分、石井委員のほうでは、先ほどこのことについては触れませんでしたので、御納得されているんだと思いますが、私は初めて参加しましたので、ぜひそういうことも今後の検討会の中で、吉田委員がおっしゃったような形で私たちがかんでいければありがたいなと思います。

以上です。

○石井実座長　ありがとうございました。

室長、何かありますか。

○環境省（番匠）　ありがとうございます。先生方の意見をいろいろ聞きながら進めていきたいと思っております。その一方で、先ほど設置のお話をさせていただきましたけれども、この科学委員会自体は原則公開でやるということにさせていただいております、なかなかこれからこの種を規制しようかというのを公開の場でやって、場合によっては、それを採取しようという方にも公開をしてしまうというのは、特に種だとか、分類群によってはなかなか難しい点があるかなと考えております。ですから、この科学委員会公開の場で、この種を指定すべきだという議論を展開するのはなかなか難しいかなと思っておりますが、個別にまた先生方の意見をお聴きしたりしつつ、なるべく丁寧に進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○白山義久委員　コメントになってしまいますが、1つは、今回初めて海産の甲殻類が指定の対象になっておりまして、これは非常に画期的かなと思います。今後、たくさんの種を指定しなくちゃいけない中で、海産の種はまだまだ指定が少ないので、今後、積極的に

検討の対象にしていただければありがたいなと思って、今回のこの36分の1ではありますが、非常に大きな一歩だと思っております。

それからもう1つは、パブコメがいずれあって、そのパブコメにどう対応するかというのも1つ、先ほどから出てきている各先生方の御意見にかかわることかと思っておりますので、この委員会でどうするか、1つの課題としてパブコメにどういうふうに対応するかというのも検討していただくという必要があるんじゃないかと思っております。

以上です。

○石井実座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

そうしましたら、この36種、資料3-2に関して、これをまず御了解いただけるかどうかということで、この委員会としても、これに関してはお認めいただくということです。ただし、幾つか御意見がありました。第一種も含めて、国内希少種を野外に放すとか、植えるとかといった行為への対応をどうするかという問題、それから、この原案3-2のよなものが挙がってくるプロセスをもっと丁寧に進める方法を考えてほしいということ、それから、白山委員のほうからは、パブコメが今後あるわけですが、その対応をこの委員会としてどうするかということです。このような検討課題がついたということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、これらについては、事務局のほうで御対応いただければと思います。

では、次ですけれども、資料3-3、それから3-4について、続けて説明をお願いしたいと思います。

○環境省（田中） 希少種保全推進室指定検討第一係、田中と申します。よろしく願いたします。

まず、資料3-3をご覧くださいまして、国内希少野生動植物に係る提案制度について、これまでの流れ及び今後の実施方針案を御説明させていただきます。

まず資料3-3の1ページ目、これまでの実施状況です。

背景としまして、平成25年6月に種の保存法が改正されたときの附帯決議において、保全戦略に国民による提案の方法及び政府による回答の方法等を明記することや、国民による指定提案制度の法定を検討することが求められました。それを受けまして、平成26年4月に環境省が策定した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」におきまして、提案

の受付方法や検討の方針を明記いたしました。その後、平成26年9月より環境省のホームページにて提案の募集を実際に開始いたしました。提案書の記載方法についてはこちらの資料に記載のとおりでして、得られた提案種については専門家による非公開の検討会で指定の適否を検討の上、必要に応じて指定をし、その結果の種数等を中環審の野生生物小委員会で報告してきたところです。その結果、これまでに計49種の提案がありまして、うち17種は既に国内希少野生動植物種に指定、1種は今年度の指定を予定しています。残る31種のうち7種については、絶滅のおそれが低いことから現時点では指定しない方針としておりまして、それ以外の24種については引き続き検討としております。詳細は資料3-4を用いて後ほど御説明をいたします。

続きまして2ページ目、平成29年度に種の保存法改正に伴う変更点がございましたので、こちらを御説明いたします。改正法におきまして、これまで明確に種の保存法に位置づけられていなかった国内希少野生動植物種に係る提案の募集について、正式に位置づけがなされました。この種の保存法及び施行規則、附帯決議は以下に抜粋しておりますが、下線部のように、法ですとか、施行規則にも明確に提案募集が位置づけられたということがございます。これを受けまして、平成30年4月、本年4月に変更いたしました希少野生動植物種保存基本方針におきまして、募集する提案の内容と提案の取り扱いについて追記をいたしました。こちらは、具体的には、本ページに書いてございますアからオまでの項目について記載された提案について、国内希少野生動植物種の選定または解除に係る検討対象として受け付けることとしまして、続きまして、3ページ目です。受け付けた提案については、生態的特性などについて専門の学識経験を有する者の意見を聞き、選定または解除をすべきかを検討するとともに、可能な範囲で検討経緯等を公表することとしております。

以上を踏まえ、今後のこの提案募集制度の実施方針としましては、基本的にはこれまでの提案募集制度を踏襲する。一方で、変更された基本方針に沿いまして、新たに選定すべき種について、選定後に効果的と考えられる保存施策の項目、こちらの2ページ目の一番下のオの項目です。こちらは法改正前には記載されていなかった項目ですけれども、そちらが追加されておりますので、この項目を追加することとし、さらに、特定第一種への変更など、カテゴリーの変更についても提案できるようにすることを考えております。なお、これまでに提案のあった種のうち、引き続き検討としているものについては、新たな体制で検討を継続する予定です。

また、この提案を受けた種についての情報の公開及び取り扱いについてですけれども、科学委員会に先立って専門の学識経験を有する者の意見を聞いて検討した結果の概要につきましては、基本方針においても可能な範囲で公表するとされていることから、駆け込み捕獲等の問題が生じないように、分布情報等については伏せた上で公開することといたしたいと思っております。また、当該年度の候補種として選定されなくとも、今後指定の可能性があり、引き続き検討としている種については、同様に駆け込み捕獲等の問題が生じる可能性がございますので、種名等の種の特定につながる情報は非公開とさせていただきたいと考えております。

また、具体的な募集方法及び選定検討の流れにつきましては、まず環境省のウェブサイトにおいてこれまでと同様に募集をしたいと考えておりました、具体的な募集の様式案については、別添1の提案書の様式を考えております。こちら前ページの基本方針アからオに合わせて項目を設定しておりますので、こちらに沿って必要事項を記入いただくとともに、可能な範囲で追加的な保全の情報ですとか、生息地の情報も記入をいただく形としております。提案は随時受け付けまして、各年度12月末までに受け付けた提案をその翌年度に検討と考えております。ただし、今年度については、現在12月末に科学委員会を開催しております関係から、2月末までに到着した提案について、翌年度、来年度に検討することとする考えでございます。

その後の具体的な選定検討に当たっての流れについては、別添2にフローチャートをお示ししておりますので、こちらを御参照いただければと思います。基本的には、先ほど申し上げましたとおり、12月末までに受け付けた提案について翌年度検討、ただし、今年度については、2月末までに到着した提案について翌年度検討と考えております。

続きまして、資料3-4に移りまして、これまでに提案のあった種及びその検討結果の概要について御説明をいたします。個別の種に関する指定状況及び今後の指定検討方針については以下の表のとおりになっておりまして、橙色の部分が既に指定済みの種、もしくは今年度指定予定の種になっておりまして、反対に、現時点では指定を行わないとしている種については、灰色の網かけをしております。今後も継続して検討することとなった種については、先ほども御説明したとおり、種名は伏せさせていただいております。各種について環境省レッドリストの最新のカテゴリーと指定状況及び今後の指定検討方針を示しておりますので、詳細はこちらをご覧いただければと思います。

個別の種の御説明については割愛させていただきますが、最後、4ページの中ほどにこ

の全体の種数等の総括を載せておりました、環境省のレッドリストカテゴリーごとに提案があった種数及び指定済み又は今年度指定予定の種数を整理しております。こちらをご覧くださいますと、環境省レッドリストにおいて絶滅のおそれが高いもの、CRですとか、CR+ENほど指定済みの割合が高くなっておりまして、全体としては、49種のうち18種が指定済みまたは指定予定なので、割合としては37%が指定済み、または指定予定となっております。

以上です。

○石井実座長 御説明ありがとうございます。提案制度、今後の方針についてといったところ、それから今までの提案種がどんなふうになったか、検討結果の概要について御説明いただきました。

それでは、御意見、御質問等があったらお願いします。特に今後の提案制度のところで少し変えているところが、様式もそうですけれども、あります。これについてどうかということですか。いかがでしょうか。

○吉田正人委員 この提案制度というのは、国会などでも議論されてできてきたものなので、非常に重要だと思います。一方、ご説明にもあったように、駆け込み捕獲等につながらないように種名の公開については非常に難しいということは存じた上で質問します。説明資料3-3の1ページにある。専門家による非公開の検討会と中央環境審議会の野生生物小委員会への報告と本科学委員会との関係は、どのような関係になっているのでしょうか。

科学委員会で議論するという事は、これまでの中央環境審議会の野生生物小委員会のように、事務局から提示された候補について承認するだけではなくて、科学的に妥当かどうかということも議論して、最終的にここで決められるというのであれば、それは科学委員会として成立すると思います。それなしに、事務局が提示した案にオーケーを出すかどうかということだけであれば、今までの審議会小委員会と同じなので、科学委員会を設置する意味がありません。途中経過で議論した種名は公開しないけれども、どのようなプロセスで候補種が選ばれ、科学的に議論した上で、これは指定することが妥当、あるいは指定しないことが妥当という判断が担保されるかということですか。それを知りたいので、非公開の検討会と科学委員会と、それから中環審の小委員会の関係を知りたいと思います。

○石井実座長 それでは、事務局のほうからお答えがあればお願いします。ちょっと考える時間が要りますか。

そうしましたら、委員のご意見を先にだけまず聞きましょうか。では、今の件は保留にしておいて、ほかに意見があったらお聞きしたいと思います。いかがでしょう。

○中村太士委員 同じ流れなんですけれども、私も初めてでちょっとわからなくて、的外れているかもしれないですけれども、この資料3-3の2ページ目のところには、真ん中辺なんですけれども、「科学委員会は、種指定の優先度と個体数回復などの目標、必要な保護増殖事業計画、生息地等保護区などを適切に具申すること」となると、いわゆる種の指定だけではなくて、実際の保護対策とか保全策についても内容が見えてこない、それを具申するということが不可能だと思うんですけれども、その辺のこの仕組みの中での科学委員会の指定された後の保全策も含めてどの程度こういった議論ができるのかも教えてください。

○石井実座長 さらにほかに御意見、御質問等があったらお願いします。いかがですか。

では、ここまでのところでお答えいただければと思います。

○環境省（番匠） ありがとうございます。まず最初、吉田委員からいただいところなんですけれども、個別の種を議論するときに、どうしても種名がないと議論できないのかなと思っております、この科学委員会を原則公開でやるという方針を出しておりますので、この場で、先ほどと同じですけれども、種名を出して議論するというのが適切なかどうかというのはちょっとどうしたものかなというのが実際のところなんです。

資料の1ページの野生生物小委員会で報告となっているところにつきましては、これは今回御提案の前のこれまでの実施状況になります。今回、中環審にかわってこの科学委員会が機能し始めておりますので、ここが中央環境審議会野生生物小委員会ではなくて、科学委員会というような形を考えているところでございます。

中村先生からいただきました御意見につきましては、この後、議題4のところでは保全対策について御説明をさせていただきますけれども、そういった中で、特にこれまで指定した種も含めてこういった保全に関しての御意見、御助言をいただければとは考えておるところでございます。

○吉田正人委員 番匠室長の説明は、説明としてはわかりますが、私が伺いたかったのはそういうことではありません。公開の科学委員会の場で種名を言って議論ができない部分がある、駆け込み捕獲を避ける必要があるということは、委員はみんなわかっていると思います。ただ、委員会の場だけでなく、委員には任期があるわけですから、非公開での検討会で検討された結果を、委員に事前に説明して、科学的に考えても指定するのが正し

い、あるいは指定しないで検討中がいい、あるいは指定する必要がない、ということを公開の場でなくてもいいので、科学委員が何らかの形で判断して、その結果をこの公開の場で議論するというようにしないと、審議会ではなくて科学委員会にした意味がないと思うんです。

○環境省（堀上） 御意見ありがとうございます。提案内容に応じてどういう種の保全状況にあるのかとか、あるいは今後の保護対策はどうあるべきか、そういったことも参考的に出てくると思いますし、そういった中で、どういう部分を今後、ポイントとするのかというの、我々のほうで確認をした上で、科学委員会の方々、皆さんにどういうふうにお示しするかということは整理をして、科学委員会の公開の場の前に、少しそういう情報についてお話をした上で、何か御意見をいただけるかどうか。そのあたりも含めて検討させていただければと思います。

○石井実座長 プロセスのことを吉田委員は重視されているので、その辺、少し丁寧に御検討いただければと思います。

ほかはいかがですか。

では、少し先まで行きますね。それでは、次が資料3-5でして、国内希少野生動植物種の指定目標及び課題等についてということで、これは奥田補佐から説明をお願いします。

○環境省（奥田） 資料3-5をお手元にお願いいたします。こちらは「国内希少野生動植物種の指定目標及び課題等について」というタイトルをつけさせていただいております。

1 ページ目、1. 指定目標ですけれども、先ほどから何度か出ておりますけれども、2013年、平成25年の種の保存法の改正時に附帯決議がつきまして、2020年までに300種を新規に指定することを目指すということになっております。こちらにつきましても、翌年の2014年に環境省がつくりました野生生物種の保全戦略というものがございます、この中に当面2020年までに300種の追加指定を目指し、指定の推進を図るというふうな記述をして、今それに基づきまして年間30から50種程度の指定を進めているところです。

その下に図がございますけれども、種の保存法が四半世紀前にできてから2013年まで、20年かけて大体89種指定していたんですけれども、これが2020年までに389種、400種近くまで指定種を増やすという目標が立てられておりまして、それに向かって邁進しているところです。

(3) 昨年の法改正のときにまた附帯決議がつきまして、こちらは2030年度までに700種を指定することを目指すこととなっております。

ページをめくっていただきまして、次に、模式図をつけておりますけれども、2020年まで300種の追加指定をやった後、さらに10年かけて300種を増やせというような附帯決議をいただいているところです。

その上で、次に2. 国内種の選定作業を進めるに当たって生じている課題等と書かせていただきましたけれども、こういったハイペースで指定していることで少し課題というものも生じてきております。

1つ目、(1)種指定に関する課題というものがまずございます。その①比較的指定しやすい種の指定を優先と書きましたけれども、種指定に当たっては絶滅危惧ランクの高い種を優先して指定作業を進めております。下に表を載せておりますけれども、見ていただくとおり、絶滅危惧 I A、C Rと呼ばれるものが全体のこれまで259種指定した中で、大体6割ほどがC R種ということで、基本的に絶滅ランクの高い種を優先してやっではいるんですけれども、やはり課題のある種というものは少し後回しになりがちです。課題のある種というものとしては、調整に時間を要する種ですとか、例えば標本が大量に存在するとかで規制の影響が大きい種ですとか、あと指定してしまうと種の保存法は非常に厳しい規制がかかりますので、例えば生育地の保全のためには種の殺傷・損傷を伴う管理行為が必要になってくる種ですとか、こうした種についてはなかなか指定ができていないという状況です。

次の3ページ目に行っていただきまして、②対策効果の観点から必ずしも優先度の高い種を選定とございますけれども、一般にはなじみのない、ちょっとマニアックな種というものもやはりふえているなという印象がありますのと、あとはほかの法令ですとか、条約等で規制されている種も一部重複して指定しているものがございます。なお、重複指定した場合に、自治体等が保全対策から手を引くぞというような話もあったりする種については、選定を断念したような事例もございます。

次、今は指定に関する課題でしたけれども、(2)として、保全に対する課題というものも生じてきております。①新規指定種の保全対策が不十分ということで、年間30から50種の追加指定を優先して行っている中で、指定後の個別の種の適切な保全対策の実施は必ずしも十分ではない状況と、指定種の増加数と比較すると保護増殖事業計画の策定が進んでいない、あと民間団体と連携した保全対策が十分でない、こういったような課題がござ



います。こちらについては後ほどの議事4でも議論したいと考えております。

それから②適切な情報の公開・提供の重要性ですけれども、先ほどから議論でも出ておりますが、希少種情報は基本的に取り扱いには、非常に慎重な取り扱いを要する一方で、慎重に取り扱い過ぎた結果、有効に活用できていないというような事例もございます。こうした情報をどう適切に出していくかということは非常に大きな課題となっております、こちらについては後ほどまた議事4でもお話ししたいと思っております。

それから、昨年の法改正でできた特定第二種といったような魅力的な制度もございますけれども、こうした制度を活用していくということも今後重要だと考えております。

こういった課題を受けて、3. 今後の方針（案）と書かせていただきましたが、先ほどからも少し議論が出ておりました、どういうふうに今後種指定を進めていくのかということでございます。現在進めている種指定に際し生じている課題等について整理した上で、今後この科学委員会の場をぜひ活用させていただきまして、2021年以降の種指定の進め方ですとか、指定された種の保全対策等についてぜひ検討させていただきたいと考えております。300種追加目標の目標年である2020年度までに、21年以降の種指定の進め方などについて整理いたしまして、その結果は、適宜次期生物多様性国家戦略、恐らく生物多様性国家戦略2021-2030という名称になると思うんですけれども、こうしたものに反映することができればと考えております。このような検討をぜひ科学委員会の場を活用してやっていきたいという方針でございます。

以上です。

○石井実座長 御説明ありがとうございます。私が冒頭にも言ったように300種追加ですので、389種というのが2020までの目標で、今それに向かって走っているのですが、さらにその後には、2030までに700種指定というのが待っているということです。数値目標が先にあるということですので、かなり厳しい状態です。そんな中、ミッションは決められているわけですが、どんなふうに種を指定していくのかということで御提案いただいているわけです。

先ほどもありましたけれども、今後の方針というところにもあるように、今回はキックオフ的なことで、今後ここで議論を深めていくということだろうと思っておりますけれども、この時点で御意見等があったら伺えればと思います。よろしく申し上げます。いかがでしょうか。まず先にご意見だけお聞きしましょうか。

○石井信夫委員 質問ではなくて、意見なんですけど、2020年までに300、その後700という

ことなんですけれども、本当はレッドリストの掲載種をだんだん減らしていくということではいけないですよ。700指定したとして、それをいかに減らしていくかということが本当は大事なことなんだと思います。幾つか指定種が外されているのがありますけれども、本当はああいうことを目指していかなきゃいけないと思います。指定自体が目標になるということはちょっと違うということを常に意識してもらいたいと思うのが1つと、それから、指定されると何がいいかなと思ったときに、やっぱり保全対策が前進する、そのための予算がつくということがあったら、私も指定というのは積極的にやったほうがいいなと思いますけれども、種だけふえて、これは指定されるともう捕ってもいけないということになるわけですよ。そういう自由に虫を捕りたいなとか、植物を採取したいなという権利をなくしていくわけですから、そういうことも考えながら指定を進めてほしいなと思います。

以上です。

○中村太士委員 私も、皆さんそうなんだと思うんですけれども、やっぱり目標値が最初にあるということも変わった話なんですけれども、これが戦略だということは1つの考え方だと思います。

私が知りたいのは、急激に伸びていくこの指定に対して、もしくは今までの政策に対しての何らかの効果評価というか、それがどうなっている、何がどういう形で、この指定がふえることによって保全が進んでいるということを社会に問うのかなと。もし何かちゃんとあるならそこを教えてほしい。多分保全戦略という限りは、その指標は何かあるんじゃないかなと思うので、それを教えてください。

○吉田正人委員 今後の進め方に関してですが、今までは絶滅危惧ランクが高いもの、あるいは奄美・沖縄、小笠原諸島のように緊急性が高い地域から、国内希少野生動植物種の指定を進めてきました。日本生態学会の自然保護専門委員会からも提案させていただきましたが、今回の法改正で特定第二種国内希少野生動植物種という制度ができたということで、ハビタット別にこの生息・生育地のタイプを重点的に指定していこうかというような分析が必要なんじゃないかなと思います。そういうことができるのはかなり限られた種群かもしれませんが、例えば草原性の植物や昆虫に重点を置いてやっていこうかとか、それから海岸、砂浜だとか沿岸の生態系が非常に危機的なので、こういったところを重点にやっていこうかとか、ハビタット別に分析すれば、同じハビタットの中で危ない種が複数種ピックアップされてきます。危機的な生息・生育地を保全すれば、絶滅危惧種

が一挙に何種も保護されるため、今年はこれを重点的にやろうという分析も必要なんじゃないかなと思います。

○石井実座長 ほかはいかがでしょうか。

石井信夫委員と吉田委員のほうは御意見だったかなと思いますけれども、中村委員からは、こういうふうに指定してきた効果は評価できているのか、また評価の仕方はあるのかと、そんなご質問ですけれども、事務局のほうで回答があればお願いします。

○環境省（奥田） ありがとうございます。先ほど石井委員、中村委員からもございましたけれども、指定自体が目標だというのはやっぱりちょっと違うんじゃないのかと。その中で、指定するとこれまで保全対策が進む、予算もつくということでしたけれども、それに対してどの程度実際効果があったのか、評価はちゃんとできているのかという御意見でした。こちらにつきましては、今、現状を言いますと、指定を優先してしまっていて、なかなかその効果を図るということがきちりできていない状況です。種の指定を外していくということが一番重要だと思っておるんですけども、種の指定を外すに当たっては、まずはしっかりと目標設定をしていく必要があって、それに対してどこまで進んだかというのをきちり明確に示していく必要があると思っております。そのあたりにつきましては、次の議事4でぜひ議論させていただきたいなと考えております。

それから、吉田委員から御意見いただいたハビタット別の指定というようなものもあるんじゃないのかということですが、まだ具体的な種が示せておりませんが、特定第二種国内希少野生動植物種という制度自体については、本当にそうした趣旨に合うものだと思っております。今後そうした種を効果的に指定を進めていくときにも、そうした考えにも基づいて、ぜひ戦略的にやっていきたいなと考えております。

○石井実座長 ほかはやろしいでしょうか。だんだん時間が厳しくなってきました。よろしければ、先のほうで同じような議題ができるかなと思っています。

それでは、先に行きまして、資料の4-1です。国内希少種指定後の保全対策及び保護増殖事業の進め方ということで、これは松木補佐のほうから説明をお願いします。

○環境省（松木） 松木です。よろしくお願いたします。

それでは、右肩の資料番号が4-1となっているものをお手元に御準備ください。目次がございますけれども、まず1と2で指定後の保全制度や対策の概要やその実施状況、関連予算の推移について順に御説明をいたします。そして3では、具体の事例として現在、保護増殖事業の状況について具体の種を挙げて御説明いたします。最後に4といたしまし

て、1から3の内容を踏まえて、保全対策の課題と今後の方向性について、環境省の認識をお示しいたします。

これまで保護増殖事業の目標設定ですとか、取り組みの縮小、終了、すなわち卒業です。それに向けた考え方というのは必ずしも対外的に明確になってきたというわけではございません。今後は、目標設定等に対してできる限り明確にしていくことが重要だと考えております。そうした点について科学委員会として広い視点から御助言をいただけると大変ありがたいと考えております。

それでは、ページを1ページおめくりいただきまして、1ページ目です。まず、左側に(1)といたしまして、先ほどの資料2のおさらいになりますけれども、法体系が書かれております。指定後の法的な仕組みとしては、生息地等保護区、保護増殖事業、認定希少種保全動植物園等の制度がございます。

右上の四角、(2)生息地等保護区、こちらは7種9地区が指定されているところです。先ほど石井信夫委員から御意見がございましたけれども、この面積というのは非常に少なくなっておりまして、ほかの保護区の制度と組み合わせていくことが重要であるという御指摘をいただきました。

下の(3)をごらんください。図が載っておりますけれども、ピンクで塗られている部分が自然公園法に基づく国立・国定・都道府県立自然公園の区域でございます。こういった保護区の仕組みがその他にもありまして、こういったところにいる種というのは、希少種も含めて保全をされるということになっておりまして、これらと組み合わせていくことが重要となっております。

ページをおめくりください。次の2ページ目の表が、先ほど申し上げました保護増殖事業計画、法律に基づいて策定する計画ですけれども、その現在の一覧になります。現在、64種51計画が策定されております。

次、おめくりいただきまして、3ページ目ですけれども、こちらがそのように保護増殖事業計画が策定されている種については、保護増殖事業を地方公共団体ですとか、民間団体もできるということになっております。現在、そういった確認・認定を受けているのは14種30団体が受けているという状況でして、うち民間団体は5団体となっております。

それでは、4ページ目をごらんください。これは法律に基づく仕組みではないんですけれども、予算の仕組みとして、生物多様性保全推進支援事業というものがございます。これはいわゆる補助金の仕組みでございまして、地域における生物多様性保全の取り組みを

支援するものです。

2段目の四角囲みをごらんください。平成30年度からは交付対象事業を国内希少種の保全に係る事業に限定しておりまして、少数種関連部分では予算総額は2500万円、交付対象者は、地方公共団体、NPO、企業、生息域外保全に取り組む動植物園、水族館、昆虫館、交付割合は150から250万円の定額補助としております。

その下の段に参考といたしまして、平成20年度以降の当該予算の全体額を示しております。この金額については、希少種だけではなくて、外来種の対策ですとか、そういったものも含まれているということに御留意ください。これを見ていただきますと、愛知で開催されました生物多様性条約のCOP10のときに大幅に増額されておりますが、その後は減少しているということが読み取れるかと思えます。

それでは、ページをおめくりいただいて、5ページ目です。この生物多様性保全推進支援事業によって取り扱われた国内希少種野生動植物種の一覧を載せております。このように、動物が16種、植物が28種、合計44種が対象となりました。先ほどご覧いただいた保護増殖事業の計画と比べますと、植物の種類が多くなっているというのがわかります。その下に30年度の採択事業一覧を載せております。

それでは、6ページ目をごらんください。最後に、先ほど体系図の中で一番下に出てきた認定希少種保全動植物園等制度について御説明いたします。左上のイメージ図をごらんください。今般、希少種の保全におきましては、動物園、水族館等による域外保全が非常に重要な役割を果たしているわけですが、繁殖等のため、希少野生動植物種を譲り渡す際の許可手続が必要でした。また、これまで動物園等、そういった役割について法律上の明確な位置づけはございませんでした。そこで、上段の真ん中ですが、昨年の法改正によりまして、認定希少種保全動植物園等制度が創設されました。

下の段の図をごらんください。左側の図です。仕組みとしては、各動物園等は希少野生動植物種の飼養等の計画を作成しまして、環境省でこれまでの知見、実績、施設、計画等について審査を行います。審査を経て認定された園館同士については、先ほどの譲り渡しの規制が原則適用されなくなります。これによって積極的な連携体制の構築や普及啓発等の一層の促進が期待されております。

右下の表ですが、制度が創設されて以降、現在までに富山市ファミリーパーク、世界淡水魚園水族館（アクア・トトぎふ）、大阪市立大学理学部附属植物園の3園館が認定を受けております。体系図には出てこなかったんですけども、これ以外にも、環境省と日本

動物園水族館協会と日本植物園協会との間で協定を結びまして、そういった連携事業も進めております。そのほか昆虫館との連携も進めております。

以上、簡単ではございますが、指定後の保全の仕組みの概要についての説明を終わります。

続いて、2の希少種保全関連予算の概要と変遷について御説明をしますので、7ページをごらんください。予算の費目が(1)から(4)まで書いてございます。実際にはこれら以外にも野生生物関連のビジターセンターですとか、保護増殖関連の施設等の施設整備費ですとか、維持管理費とか、そういったものもございますが、ここでは国内の希少種保全に特に関連の深い予算に絞ってお示ししております。

1つ目、(1)ですけれども、希少種保全推進費ですが、平成5年からの予算で、4つの予算の中では最も大きくなっています。平成30年度の当初予算額は6億8000万円です。この予算では、希少種の保全対策の検討や保護増殖事業、レッドリストの改定方針検討や国内希少種の追加指定に係る調査等を行っております。各種の基礎調査や生息環境の改善、巡視、普及啓発などはこの対策予算から賄われておりまして、希少種保全のまさに核となる予算と言えます。

以降、(2)にトキの関連と(3)に保護区の管理に係る予算を示しております。

(4)ですけれども、これは野生生物専門員活用事業というものになっておりまして、科学的なバックグラウンドを持つ専門家を環境省が直接雇用するための予算となっております。現在、全国に10名を配置しておりまして、傷病個体の保護、リハビリ、モニタリング等による生態調査、域外飼育などに従事しております。希少種保全を効率的、効果的に行っていく上で必要不可欠な存在となっております。こちらの予算が平成19年度からついておりまして、今年度当初予算は約5500万円となっております。

右側に推移をグラフとしてまとめております。横軸が年度で、縦軸、左側が金額、右側が種数となっております。先ほどから何度も話に出ておりますように、2020年までに300種を追加指定するという目標に向けて今指定を進めていて、赤のグラフが右肩上がりになっている状況がわかるかと思えます。予算についても増えてはおるんですけれども、それには追いついていないというのが現状でございます。

以上で希少種の保全対策に係る予算の説明を終わります。

ここまで、希少種の保全対策の大枠について概要をざっと御説明してまいりましたが、ここからは具体の事例について御紹介をしたいと思います。

まずは、トキ、タンチョウ、小笠原の陸産貝類14種の保護増殖に係る取り組みの状況についてお示しし、続いて保護増殖事業における目標設定の1つの例として、シマフクロウの事例を御紹介いたします。

それでは、トキから御説明いたしますので、8ページをごらんください。上の基礎情報の部分です。言わずと知れた希少種の代表種ですけれども、早くから絶滅回避に取り組んできました。過去の経緯にありますように、1981年に野生下のトキを一斉に捕獲しまして、本格的な人工繁殖に着手をしております。1993年に種の保存法に基づく保護増殖事業が策定されて、目標として、下の左側に書いてありますが、再導入等により、本種が自然状態で安定的に存続できるようにすることが掲げられております。また、2016年、その下の部分です。トキ野生復帰ロードマップ2020というものが策定されまして、ここでは、2020年ごろに佐渡島内に220羽のトキを定着させるという具体的な数値目標が掲げられております。真ん中、青の四角で囲んである事業の取り組みですけれども、野生復帰ステーションにて順化訓練を実施した個体について、2008年以降、19回の放鳥を実施しております。合計327羽を放鳥しております。自然再生の取り組みとしては、地元自治体、民間団体、大学、農家等、さまざまな主体がトキの生息に適した環境づくりに取り組んでこられました。また、日中間の保護協力においては、1985年から中国の個体の借り受けが始まり、2003年には日中共同トキ保護計画が策定され、1995年から野生のトキの生息環境調査、生息環境保護等を継続してまいりました。

右側、成果の部分をごらんください。野生復帰事業では、現在、佐渡島を中心に推定365羽が生息しているという状況です。これはロードマップの目標を2018年6月に2年前倒しで達成しているという状況になります。図の緑の線が野生下のトキの総個体数を示しております。

それでは、次のページをごらんください。9ページ、今御説明しましたように、非常にふえておりまして、左上です。オレンジの表というのが孵化率と巣立ち率をあらわしたもので、増減はございますけれども、経年的には増加傾向にあると行うことができると思います。

その真下のグラフをごらんください。これは有精卵率の推移ですが、有精卵率も急激に上昇しておりまして、放鳥個体が経験を積んで野生個体が増加したことによると考えられています。

右上の2つのグラフをごらんください。育雛形態及び放鳥、あるいは野生の別による巣

立ち率の違いを示しております。このとおり自然育雛、野生生まれの個体のペアで明確に巣立ち率が高くなっております。

その下のグラフをごらんください。繁殖形態別の営巣数の推移と孵化率・巣立ち率の違いを示しております。ルースコロニーと申しますのは、隣接ペアとの巣間の距離が離れている集団営巣の様式のことを指します。左のグラフのように、ルースコロニー、単独巣ともに増加しておりますが、ルースコロニーの割合は近年、半分程度に及んでおります。

右のグラフには、営巣形態別の孵化率・巣立ち率の違いを示しておりますが、ルースコロニーのほうが孵化率・巣立ち率ともに高い値を示しております。このように、野生個体の増加や繁殖形態の変化というのは個体数の増加に大きく貢献しているものと考えられます。

ページをめくってください。10ページです。このように順調に個体数がふえている状況になるんですが、それが左上の部分になります。そういった中で、レッドリストのカテゴリーの1つに、成熟個体数の減少というものがありますけれども、近い将来、そういったレッドリストのカテゴリーの条件を達成できる見込みが出てきております。

一方で、右の遺伝的多様性についてごらんください。ヤンヤン、ヨウヨウ、メイメイ、イーシュイ、ホアヤンの創始個体、5個体がありますけれども、イーシュイとホアヤンの血縁占有度、すなわち創始個体の遺伝子の割合というのは依然として低いままとなっております。遺伝的多様性の確保の観点からは、ことし10月に中国から新たに到着したロウロウ、グワングワンの子孫もふえていくということが重要な課題となっております。

左下の図ですけれども、生息区域については、左の図にありますように、佐渡島内の中央部に非常に偏っているという状況で、これまで本州の飛来は計24例ございますけれども、本州には1羽しか今いないという状況です。雌のほうが広く分散しております。生息地については分散がまだ進んでいないという状況です。

その右側ですが、生息地確保のための認証米の仕組みで朱鷺と暮らす郷づくり認証米とございますけれども、佐渡市で行われているものです。これは取り組んでいる農家の数が平成28年度時点で488戸、面積は1180haとなっております。このように、生息環境をきちんと守って確保していくという取り組みも継続することが非常に重要となっております。

続きまして、タンチョウについて御説明いたしますので、11ページをごらんください。まず、基本情報でございますけれども、国内では北海道の道東の湿原を中心に分布しておりますが、種としての個体数は2013年時点で2750羽と推定されており、レッドリストでは



VUにランクされております。1952年に天然記念物指定、1993年に国内希少種に指定保護増殖事業計画が策定されております。

下の取り組みの部分ですけれども、給餌の取り組みというのは古くから行われておりまして、1984年から国の給餌事業も開始されました。2017年にはNPOの調査によって1750羽が確認されております。これは右の一番下です。

1度、1ページおめくりいただけますでしょうか。12ページなんですけれども、これが平成30年度タンチョウ保護増殖検討会でNPO法人タンチョウ保護研究グループの活動の概要として紹介されたものを引用しております。上が総数把握調査というもので、下が繁殖状況調査になっておりますけれども、このように、過去30年間で非常に分布域、繁殖域、ともに広がっているということが読み取れるかと思えます。

では、もう1度11ページに戻ってください。保護増殖事業の取り組みについてですけれども、先ほどもありますように、目標については自然状態で安定的に存続できるような状態を目指すとなっておりますが、そういった取り組みを進める中で新たな課題も発生してきまして、目指すべき姿として、タンチョウと共生する地域社会というのを掲げております。

具体的にどういったことをやっているかということなんですけれども、下、給餌です。環境省では3カ所の給餌場で給餌を行っております。また、感染症リスクの低減ですとか、農作物の食害といった人とのあつれき回避を目的として、給餌量を調整することによる分散にも取り組んでおります。

お手数ですけれども、2枚まためくっていただいて、13ページをごらんください。左側の表が給餌場の最大給餌量と実際の給餌量となっております、あらかじめ給餌する分量を最大限こうするというのを決めておいて、給餌を行っているわけですけれども、そういった給餌量を2014年から2017年にかけて3割低減させるなどして分散を進めているという状況でございます。

右側の図なんです、これが越冬分布数調査というもので、毎年一斉に行っているものですが、給餌場を中心に、タンチョウの飛来数というのは非常にふえているという状況が読み取れるかと思えます。

そのまま下のグラフをごらんください。これは傷病個体の保護状況を示しております、釧路市動物園の協力を得つつ、傷病個体の保護、回収を行い、原因究明に役立てております。

それでは、また11ページにお戻りいただきまして、これまでの成果と課題、今後の方針の部分なんですけれども、地域住民らによる献身的な保護もあり、劇的に回復しているという状況です。環境研究総合推進費の研究結果によりますと、このままの環境が維持されれば、100年後の絶滅確率もゼロになるということが明らかになっております。生息地の分散が確実に進むとともに、農業被害等の地域における課題に適切に対処できないと、地域とタンチョウの共存が円滑に進まずに、給餌をやめることができないというような課題もございます。

それを踏まえまして、今後の方針といたしましては、給餌事業を縮小しつつ、地域の取り組みへ移行し、そういった給餌を含めた地域での取り組みのガイドラインですとか、ルールづくり等を進めてまいりたいと考えておりまして、先ほど申し上げましたタンチョウの生息地分散行動計画というものを2020年までにそういった形に改定したいと考えているところです。

タンチョウについては以上になります。

続いて、14ページ、小笠原の陸産貝類14種の保護増殖事業の取り組みの概要について御説明いたします。基礎情報の部分なんですけれども、小笠原、世界遺産でございますが、陸産貝類の適応放散という進化の過程が見られるということが主要な価値として評価されて遺産に登録されているという状況です。国の天然記念物にも昭和45年には指定されております。一方で、国内希少種に指定されたのは平成27年、保護増殖事業計画が策定されたのは平成28年となっております。こういった脅威があるかといいますと、ニューギニアヤリガタリクウズムシ、陸生のプラナリア、これが貝を食べてしまうというのを筆頭に、クマネズミですとか、そういったものが脅威になっております。

下の段に行きまして、事業の目標ですが、これも自然状態で安定的に存続できる状態を目指すというふうにしております。

事業の取り組みですが、生息域内保全と生息域外保全と進めておりまして、域内保全としては、外来種の除去ですとか、防除です。生息環境の保全としてプラナリアの防除柵、真ん中右上の写真にありますけれども、こういった防除柵を設置したりですとか、酢酸を靴裏に吹きかけたりして、水際対策も行っております。

下、生息域外保全なんですけれども、現地の自然保護官事務所でも飼育を行っており、東京動物園協会さんの御協力も得て、域外保全に取り組んでいるところです。屋外での飼育というのも2014年から進めておりまして、順化の事業を進めております。今後検討する内容

としては、ニューギニアヤリガタリクウズムシが未侵入の地域に補強や再導入をするという議論が今なされているというところです。

このように見てまいりますと、生息域内保全については外来種が非常に多いという状況が続いております。野生復帰がなかなか難しいという状況です。

下、生息域外保全については、今、飼育個体数は計5281頭になっておりまして、非常に増えておる状況です。

おめくりいただいて、15ページです。その詳細について書かれておりますけれども、左側が域外保全の実施状況について示しております。各種について域外保全をきちんと進めていくという状況なんです、一部の個体群については域外保全による遺伝的多様性の劣化が心配されております。

右の表ですけれども、これがカタマイマイ属の域外保全個体の孵化率の推移ですが、かなり高い孵化率が出てくるようになっております。域外飼育開始以降、顕著な低下は確認されていません。

下のグラフをごらんください。チチジマカタマイマイの飼育状況ですけれども、数はもうどんどんふえているという状況です。

その右側に飼育マニュアルが載っておりますけれども、こういったものも活用しながら域外保全を進めているという状況でございます。

その上に、外来生物の状況、これは依然非常に厳しい状況でございまして、なかなかブラナリアを排除することが困難ということで、今未侵入地域での補強、再導入を検討中ということでございます。

以上で保護増殖事業に係る取り組みについての具体の事例について御説明を終わります。

16ページにシマフクロウの生息地拡大に向けた環境整備計画に係る全体目標の概要というのが載っているんですが、これについては、数値目標の立て方の1つの参考として載せております。シマフクロウにつきましても保護増殖事業による一定の成果が出ていて、近年、生息個体数は増加傾向にある一方で、生息地の集中と分断ですとか、給餌、巣箱への依存とか、そういった課題があると。環境省として公共事業等において生息環境に積極的な配慮ですとか、直接的に生息環境の整備が進むように調整していく必要があるわけですが、どの地域でどこまで個体数をふやすのかというのを示さないといけないということで数値目標の検討を行っております。

下の四角囲みですけれども、まずは、これは環境研究総合推進費の成果になります、生息地の生息適地の評価を行い、自然分散予測を行って、最終的に個体群存続可能性分析を行って、分析をしております。その結果、全体目標といたしまして、右の上です。知床、根釧、大雪山系及び日高山系の4つの生息地を中心にそれぞれの個体群のつがい数が24つがい以上になるということを目指して実施しているというところで、今後、生息環境の保全と環境整備につなげたいと考えております。

以上で事例の報告を終わるんですけれども、最後の17ページをごらんください。こちらがこういった内容を踏まえての課題と今後の方向性でございます。1つは、指定種の数が増加し、各種の保全対策は十分と言えない中で限られた予算を効率的、効果的に配分して、保全目標の達成状況に応じて戦略的に保護増殖事業を実行するということが求められております。保護増殖事業の結果、単に個体数が増加すればいいというわけではなくて、先ほどトキとか、タンチョウとかでも御紹介したとおり、開発や捕獲といった脅威の排除、遺伝的多性の確保、生息域の拡大、分散、外来種対策を含む生息・生育環境の改善とその維持、農業被害の緩和、普及啓発の促進等、種の特性に応じた複数の保全目標の達成が求められております。指定種が増加に伴って、生息域外保全が必要な種が増加しているわけですけれども、先ほど陸産貝類で御紹介しましたように、必ずしも飼育繁殖の技術や野生復帰の方法論が確立されていない、出口が見えにくいという場合もございます。そのほか、保護増殖事業の確認・認定を受けている30団体のうち、民間団体は5団体にとどまるなど、NPOや企業等の民間事業者による活動というのはまだ限定的と言えると思います。

以上のような課題を踏まえまして、以下の取り組みを促進・強化する必要があると考えております。将来的な保護増殖事業の見直し、または終了を見据えた事業の目標設定や進捗管理、保全対策予算を適切に見直す。2番目といたしまして、利用可能な科学的データを活用して事業の達成状況を種の特性に応じた複数の視点から分析、評価し、事業実施のための計画に反映するなど事業に還元する。3つ目、生息域外保全においては、個別の種ごとの飼育繁殖の技術開発に取り組みつつ、将来的な野生復帰を念頭にその方法論を確立する。NPOや企業と民間事業者との連携を促進するというふうなことを進めていく必要があると考えております。

以上です。

○石井実座長 御説明ありがとうございました。先ほど言い忘れたのですけれども、今

は、議事4の国内希少野生動植物種の保全対策についてという議題に入っております。

御説明いただいたとおりで、国内希少種の指定後にどんな保全対策をするのかという体系のところと、あと特に保護増殖事業の部分を説明していただきました。17ページにあるように、課題があって、今後の方向性をこんなふうに認識しているということですのでけれども、余り時間もないですが、委員の先生方から御意見を伺えればと思います。今回この資料で初めて知ったという、特に予算のところなんかそうなんじゃないかなと思いますし、そういうこともあると思いますし、御意見を伺えればと思います。

○吉田正人委員 17ページの課題④に関して、質問および意見です。指定種をふやすことがゴールではなくて、指定されたものが安全な状態になっていくということが目標だという議論は全くそのとおりです。そのためには、この保護、回復の計画を実行していくということが大事だと思いますが、現在の法律上は保護増殖事業という名前になっていません。今後、特定第二種国内希少野生動植物種のように、生物多様性第2の危機によって、里地里山の管理がされなくなったことによって減っていくというような生物を考えていかなくてはなりません。その場合、個体数の増殖というよりは、例えば草地、草原だったら火入れをしたりとか、草刈りをしたりとか、そういった生息地管理をしていくということがこの管理の重要な部分になると思うんです。

日本生態学会の自然保全専門委員会では、保護増殖事業という名前を保護回復計画に変えたらどうかという提案もさせていただきましたが、法律上はまだ変わっていません。ただ、もし地方公共団体以外の民間団体や農業に取り組む方たちが、里地里山の希少種の保全に取り組む場合に、保護増殖事業という名称は、例えばホテルをふやすとか、個体数をふやすというようなイメージに見えてしまい、取り組みにくいのではないかと。理想的には法律の言葉をかえていただくのが一番なんですけど、それまでの間、例えばアメリカの絶滅危惧種法のリカバリープランに代わる愛称のようなものを作って、生息地回復計画とか、里山の管理などもそれで認められるというような工夫をしないとならないんじゃないかなと思うんです。

環境省の予算も政治家の方たちにも頑張ってもらって増やすようにしなきゃいけないと思うんですが、生息地保護計画を認定してもらうことによって、農水省や国交省の予算も使えるような計画にならないと、里地里山の生物を守っていくということは難しい。あるいは、場合によってはシンボリックな生物があれば、企業の寄附も入ってくる可能性もある。これから種が特定第二種国内希少野生動植物種がどんどん増えていったら、予算は

足りなくなるのは目に見えているので、何か愛称を作るなどの方法で、里地里山の生息地管理計画が認定されるということができないものかなというのが私の意見です。

○中村太士委員 今、吉田委員がおっしゃった、例えば僕もこの前、新潟大学のシンポジウムでそのときの話で衝撃的な、もうすぐ人がいなくなるという、1枚1枚の田んぼのオーナーの年も含めてわかっていて、そうすると、もう水田として維持すること自体が佐渡なんかで難しくなるような環境になっていったときに、さてどうするのかなと思いました。これから北海道を含めて、そういった耕作放棄的なものがたくさん出てくると思いますし、それがどんな生態系に変わっていくかという部分も、こういった希少の野生動物の分散を考える上では重要なんだろうなと思っています。

それで、私が携わったタンチョウであったり、シマフクロウの増殖の分散の議論をやっていたときに、今でもいい答えは見つかっていないんですけども、分散する場所というのは、基本、民地であるというか、環境省が管理できない場所であるのがほとんどである。例えばシマフクロウの分散を考えて、コアになるような場所を大雪山とか、日高だとかに置いた場合も、今のソースになるものは多分知床であったり、根室であったり、そういう場所で、完全に分断されているわけですね。タンチョウのように遠くに飛べればいいですけども、シマフクロウなり、どこかでコリドーというか、つないでいくような場所を設置していかないと多分無理だろうという結果も出ていて、そういう意味では、どこかに分散する拠点みたいなものを何らかの形で環境省が担保していかないと、なかなか難しいだろう。それを民間の努力だけでカバーしていくというのも、それも結構難しい。ただ、環境省がその予算も含めた他の省庁との、権利も含めてやれることというのは、多分限られてはくるんでしょうけれども、やっぱりこの保護増殖事業を成功させるためには、1つのそういった地域でのボランティアも含めた、もしくはNGOも含めたそういう活動に携わってくれる人、もしくは農家の方々がコウノトリ米やトキ米のような、いわゆる産業として成り立つのが、1つ、そういうのをエンカレッジしていくのは重要だと思うんですけども、もう1個は、今の国立公園内以外の拠点的なものをどこかに分散させようとした場合に、何らかの形でつくっていく仕組みをつくらないと、将来的にうまく分散がいかないんじゃないかなと思っていました。

ということで、答えはないんですけども、いわば国立公園外、域外って動物園じゃなくて、その白地と言っている場所に分散したときに、そこに環境省が何らかの形でコミットできるような制度を考えていかないと、民間の努力だけでは難しいだろうという感じが

します。それが吉田さんが言う、例えば他の省庁と連絡をとりながらやっていくというのも1つの姿なのかもしれない。私も制度論的にその辺がうまくどうやってやったらいいのが見えないので、意見ですけれども、思いました。

以上です。

○尾崎清明委員 具体例は非常に的確にまとめていただいたと思います。そのうち3種類が鳥なので、ちょっと一言は言わないといけないでしょう。見ていただいてわかるように、いずれの種類も保全がスタートして、何十年という時間がたっているわけです。その間の皆さんの努力が大変だったろうと思います。私も少しは関わっていたのでわかりますが、先ほどの話ですと、2030年までに700種という話があって、ちょっと気が遠くなるような気になります。1種類で50年ほど、費用もものすごくかかるようなことでやってきているわけです。当然700種といっても、そのときにはすでに解除されている種類は何十種とか、百種とかないと困るわけですけれども、そのための努力がここ数十年の間にできるかなと切実に思いました。

最後の17ページに2つ書いてある、これまでの保護対策の予算を適切に回し見直していくという、これは当然必要だと思います。それからもう1つは、NPOとか民間の連携を促進するという、2つの方向でやっていくということで、もちろんどちらにも私は賛成です。ただ、これまでの少なくとも鳥を見ている限りで、希少種保全推進室が頑張っていたているのはわかっていますが、より国が主体性を持って進めていただきたい。アメリカなどほかの国を見ると、やはりもっと具体的に動く人・組織が国にあります。事務的マネジメントじゃなくて、希少種の保全に対して実務をする人材を擁していると思うんです。日本は残念ながら、そういう部分がウイークポイントになっています。

鳥だけでもたくさんある中で、共通してやるべきことがあるので、それは民間というよりは、やっぱり国が主体を持って、そういう組織を立ち上げて、そこでやっていただく。それから、種類ごとにいろいろ違う部分のノウハウというか、やり方はそれぞれの地域で、民間とか、NPOとか、そういったところが担い、それを助成していくようなシステムをつくっていかないと、多分、この700種という話の実現化していかないと非常に危機感を持って見せていただきました。

○石井信夫委員 今の資料の17ページのところに、課題として、限られた予算を効率的・効果的に配分とか、それで方向性は、保全対策予算の適切な見直しと書いてありますけれども、環境省としてはこういうふうを書くのかなと思いますけれども、先ほど来出ている

ように、希少種の保護ということについて、もっといろんな予算とそれから体制、今、尾崎委員からもありましたけれども、それが課題であり、その方向性なんだっていうことが言えないかなど。環境省が限られた予算でとっても苦勞してこれだけ成果を上げているわけですけども、もっとそれをアピールするとか、もっと重要なことなんだというのをアピールするような努力も、いろんなメディアとかを活用してやってもらいたいなと思います。それはコメントです。

質問なんですけれども、指定したということと保護増殖事業をいろいろやっていますけれども、事業内ではいろいろあるし、個別にはあると思うんですけども、全体を見渡した評価の場というのは今あるのかなというのが質問です。

○成島悦雄委員 私は17ページの課題と今後の方向性ということで、尾崎委員とそれから石井委員がおっしゃったことを踏まえて、こういうことだろうなと思います。

私からは域外保全ということで、6ページの認定希少種動植物園等制度ということがやっと始まって、第一歩でありがたいなと思っていますが、ただ、6月から始まって、現時点で動物園1、水族館1、植物園1ということで、多分、今申請はしているけれども、まだ認定されていないところがたくさんあるんだろうと思いますが、やはり認定に当たって、書類が結構煩雑だと聞いております。

もう1つは、こういうことは、結局、該当する施設にモチベーションを与えるということだと思わんですが、現状は種の保存法で決まっています国内希少種の域内保全にかかわっていきやいけないということで、これからたくさん増えるということですから、今は手をこまねいて待っていても、これから認定を受けようという動物園、水族館、あるいはほかの施設が増えるということは考えられますが、ただ、考えようによっては、例えば広い範囲で分布をしている希少種で、ここの地域ではものすごく危ないというのがあるけれども、全体で見れば、まあ、大丈夫だということもあると思うんです。そういうことに関わっている動物園とかもあると思います。だから、そういうところを認定していただくようなツールを考えていただくと、さらに希少種の保全に取り組んでいる動物園、水族館等のモチベーションアップになると思います。コメントというか、希望です。

以上です。

○角野康郎委員 今皆さんの意見で、保全対策の体制だとか、仕組みということが出てきましたけれども、やはりこれは非常に大事で、トキですとか、シマフクロウという割と脚光、ハイライトを浴びる種については即成果が出ているし、環境省を挙げてやっておられ



るんですけれども、その他大勢でたくさん指定される中で、そんなに注目を集めていない種類の保全をどうするかということが1つの課題だと思うんです。そこでやっぱり気になるのは、そういうのを指定されると、多分環境省の本省としては、地方事務所とか、国立公園の管理事務所に一旦投げられるんでしょうけれども、やっぱり地方事務所として何をしたらいいのかというのはよくわからないというか、そういうケースが出ているように思うんです。ですから、これは環境省内で指定種の保全対策にどういう形で進めていくのかということ、地方事務所との連携とか、環境省内だけではなくて、地方自治体との連携とか、そういった体制というか、そういうものももう少しきっちり考えていかないとやっぱりやっていけないという問題があるのではないかと思いますので、ちょっと一言。

○石井実座長 ありがとうございます。

それでは、いろいろ御意見もありましたが、質問は1つ、石井信夫委員のほうから保護増殖事業全体の評価をする場所があるのかとかという御質問がありました。何か事務局からお答えあったらお願いします。

○環境省（松木） まず、石井信夫委員から御指摘のあった全体の評価なんですが、まだ総括的なものはできていないという状況でございます。今後、必要に応じてやる必要があるのかと思っております。

御意見全般に関してなんですけれども、どの御指摘も非常に重要な御指摘と受けとめております。今後の進め方なんですけれども、いろいろな御指摘を踏まえて感じましたところは、やはり明確な目標設定がないとなかなかほかの、他省庁を動かしたり、民間を巻き込んだりといったところもできないところがあると思います。シマフクロウの事例で御説明しましたように、それはまさにそういった参画を促すための1つのツールとして使うというふうなことをやっておりますので、そういったことを進めていくというのが1つ解決策になるのではないかと考えております。

先ほど地方事務所との連携のお話も出ました。そういった全体の方針みたいなものというのは、それぞれの種において個別に進められていて、全体の方針というのがなかなかわかりにくかったり、考え方自体が確立されていないというのがあると思いますので、先ほどのような現状分析を通じて、こういった方針で進めていきたいというようなものをもうちょっと打ち出していくのかと、後ほど説明させていただくんですけれども、もっとアピールしていくことが必要だと感じておりますので、情報発信はどんどん進めていきたいと考えているところです。

あと人員の体制についても御指摘がございました。予算の面で御説明したんですけれども、希少種保護増殖等専門員という制度がございますので、そういった制度の拡充にも努めていきたいと考えているところです。

○環境省（番匠） 成島先生から動植物園の話をいただきました。我々としても、なるべく認定園をふやして、とにかく一緒にやっていきたい、何らかその種に関わっていただきたいという気持ちでやっていきたいと思っています。法律によるものということもあって、ちゃんと審査をしなきゃいけないという義務もこちらはあるという面で、ちょっと御苦労をおかけしている部分もあるのかなと思いますけれども、そこはそれぞれの園としっかりお話をしていきたいと考えています。

あといろいろ御意見をいただいて、環境省、もっと頑張れと言っていた部分がすごくあるのかなと思います。人員とか予算とか、そういったところにどうしても帰着してしまうところがあります。私たちも頑張っているつもりなんですけれども、さらに頑張りたいと思っています。

実際、私たちが頑張っている中で、ちょっとこれは私が言うのもなんなんですけれども、やっぱり応援団が欲しいというか、何を担当している者も予算が欲しい、人員が欲しいと言っているんです。もうみんな俺のところは要らないなんて言っている人はいなくて、みんな横並びの中で、やっぱり応援団が多いところというのはそれなりの処遇をされているというのがあるのかなと思っていまして、我々、先ほどからのとおり、環境省が何らかコミットしたほうがいい、いや、それは、種指定も大事なんですけれども、保全はもっと大事だし、むしろ私たちは希少種をやっていて、保全をやりたい人たちなんですけれども、いろんな制約があるところもあるので、なかなか私たちだけではうまくいかないんですけれども、どういうふうに応援団をふやしていくのかなというようにところも御相談をさせていただければありがたいなとは考えています。

○石井実座長 ありがとうございます。環境省は言いにくいと思います。とにかく附帯決議で数字だけつけるのではなく、そのときには予算もふやしてほしい、人、物、金という部分がやはり必要です。今、私が言ったことを議事録に残しておいていただいて、それから傍聴人の方も応援団という意味では御協力いただけたらと思ったりしております。

それでは、10分遅れぐらいでようやく最後のところまで来ました。資料4-2です。国内希少野生動植物種情報の公開及び生息地等情報の取扱いについて、御説明をお願いします。

○環境省（奥田） ちょっと時間も迫ってまいりましたので、手短かに説明したいと思います。

資料4-2をご覧ください。こちらは資料4-2本体と別添1、別添2、それから別添3がついております。別添3につきましては、すみませんが、この委員会限りということにさせていただきます。

大きく2つの話がございますが、まず1.背景といたしまして、(1)国内希少種に関する情報の整理・公開についてです。①希少野生動植物種保存基本方針でも、多様な主体の参画と連携というものを謳っております、絶滅危惧種の保存施策を着実に推進するためには、施策の内容に応じた多様な主体の参画が不可欠であり、また多様な主体の連携が重要だと。個々の種に関する施策の実施において、当該種の保存に係る取り組みの方向を明確に示し、適切な情報共有を図るといふふうに謳っておりますけれども、②現状でございます。国内希少種に関する情報は、例えば保護増殖事業計画であれば保護増殖事業計画のページに、生息地等保護区であれば生息地等保護区のページに、支援事業については支援事業のページにと掲載されるなど、種ごとの保全対策の情報がわかりやすく整理されて公開されていないというのが現状でございます。また、こうした国の取り組みに加えて、国以外の地方公共団体による保全対策ですとか、民間企業による保全の取り組みなど、多様な主体による保全実施状況等に関する情報についても、種ごとに整理されて公開されていないという状況でございます。

下の矢印になりますけれども、国内希少種の種数も増加する中で、多様な主体の参画と連携を進めるためには、やはり適切な情報共有が不可欠であって、公開情報の見せ方について改善が必要だと考えておまして、これについては後ほど2.で説明いたします。

それから、もう1つの(2)ですけれども、生息地等情報の公開・提供についてということで出しております。国内希少種の詳細な生息・生育地の情報というのは、認知された場合にはやはり違法に捕獲・採取というものも考えられますので、原則として提供しておりません。ただ、物によってはその一部を公開しているものがございまして、ここに書いたように、維管束植物のうち、次のページに移りますけれども、採取等のリスクの観点から、公開に問題のない絶滅危惧種に限定しまして、生息地情報を2次メッシュで公開したりとか、いきものログで市民調査の結果を、絶滅危惧種も含めてですけれども、2次メッシュ等で公開したり、また、環境アセスメントデータベース（EADAS）において、猛禽の生息データを公開したりしております。

余り出してないんですけども、一方で、別添3につけたんですけども、国内希少種の生息・生育状況が知られないまま生息地等が開発圧等を受ける事例というものもございます。本年8月にも新聞に出ておりましたけれども、絶滅危惧種になっているシダ植物が、生息地であることを知らないで、伐採されたことによって自生地が失われた、こういった事例もございます。こういったような状況ですので、生息地等情報は極めて慎重に取り扱う必要がある一方で、このような事例を未然に防ぐための方策を検討する必要に迫られていると考えております。

続きまして、2ページ目の中ほどの2.情報の整理・公開についてですけども、情報の整理・公開の意義については、先ほどお話ししましたとおり、多様な主体と共有していくことで、さらなる参画を促進していくということなんですけれども、(2)で情報の整理・公開方針(案)というものを今回書かせていただきました。①種ごとの基本的な資料について整理して公開していくこと。②種ごとの保全対策の情報を集約して、保全対策に取り組む者にとって取り組み全体を把握しやすくするものとしていくこと。③環境省が実施している事業に加えて、地方公共団体ですとか、民間事業が実施しているような保全の取り組みも広く掲載することが必要ではないかと考えております。

こちらはイメージをつくっておまして、それが資料4の別添1と別添2という形になります。別添1がいろんな取り組みが行われているトキ、それから別添2が、きょうも議論しました陸産貝類ということで、これはあくまでウェブページのイメージですので、これが完成版ということではございませんけれども、こういうふうにやっていけばよいのではないかとことにつけさせていただきました。見ていただくと、例えばトキですと、1ページ目の中ほど、レッドデータブックへのリンクとありますけれども、基本的にいろいろなハイパーリンクを張ることによって、必要な情報にどんどん飛んでいけるようなものにすればよいのではないかと考えております。

ページをめくっていただいて、2ページ目の中ほど、4.のところですけども、保全に向けた各種計画及び検討等と書いておまして、この種の保存に際してどのような計画が立てられていて、どのような目標に向かってやっているのかというものがやはりまとまっていることが非常に重要ではないかと考えております。

そして3ページ目の上のほうは、保全対策の実施状況ということなんですけれども、中ほどに(5)企業等による取り組みというものもつくっております。環境省だけでは予算が足りない部分もございますけれども、民間団体も非常にさまざまな取り組みをやってくれ

ていて、そうしたものについて環境省のホームページでもどんどん発信していくと、より連携を深めていくというようなことはぜひやっていきたいなと考えております。

こちらがトキなんですけれども、別添2のほうが陸産貝類のほうで、こちらは14種をまとめてつくって見たんですけれども、最後のページからめくっていただいていたと、例えば6ページ目、そして7ページ目の5.保全対策の実施状況というところが、先ほどのトキに比べて随分と少ないなというのがわかると思います。実際保全対策はトキと比較すると少なく、国内希少種の中で、こういった明確な保全対策をとっていない、捕獲規制等をやっているだけという種もございます。そうした状況も含めて、こういったものでしっかりと見せていくことで、さまざまな問題点も洗い出せるのではないかと考えております。別添については以上です。

もとの本体資料に戻っていただいでよろしいでしょうか。本体資料の3ページ目、3.生息地情報の公開・提供についてでございます。先ほどから何度も申し上げているとおり、生息地情報を公開・提供する場合に期待できることとリスクがあると考えております。期待できることとしましては、アに書いたとおり、開発や事業の実施、その他土地の管理の際に、希少種の保存に配慮される可能性がある。それからイ、存在が認知されることによって地域の資源として保全活動等につながる可能性もあります。ウ、エのように、地方公共団体における計画策定時ですとか、許認可手続において配慮をしていただいたりすることができるかもしれない。その一方で、②リスクといたしまして、やはり捕獲・採取が存続を脅かす要因となっている種につきましては、捕獲・採取圧が高まるおそれもございます。また、ウはあってはならないことだと思いますけれども、開発や事業への支障となることを避けるために、意図的に捕獲・採取されるおそれというものもございます。

(2)、そうした状況ではございますけれども、生息地情報を公開・提供を検討するための方針案というものを作成しております。期待できることはありまして、ただ一方で、リスクにつきましてはちょっと生息地ごとに状況は異なるというふうになっております。このため、基本的には情報提供の是非は種ごと及び生息地ごとに慎重に判断する必要があると考えておるんですけれども、以下の整理に沿って情報の公開・提供の可否を検討していきたいと考えております。

次の4ページに図をつけているので、こちらも見ながら聞いていただきたいんですけれども、まず図の左側、捕獲・採取のおそれが低い種については、生息地情報を公開・提供することが保全に資すると考えられますので、生息地等の情報の公開・提供を積極的に検

討していきたいと考えております。②、図でいうところの右下になりますけれども、捕獲・採取圧があって、かつ具体的な開発圧等がない種につきましては、これはやはり出してしまいがまずいので、原則提供しない。③、図でいうところの右上となりますけれども、捕獲・採取があって、かつ具体的な開発圧がある場合は、これは本当にどうしようか悩ましいので、天秤にかけるしかないんですけれども、そうしたものについては個別にしっかりと検討していくということを考えております。こうした生息地情報を公開・提供するに当たっては、2次メッシュ程度が基本かなと思っているんですけれども、種の特性に応じて個別に検討していきたいと考えております。

こういったことを考えているんですけれども、ぜひ先生から何か御助言等をいただければ大変ありがたいと考えております。

以上です。

○石井実座長 ありがとうございます。実は時間を過ぎているのですが、申しわけないですが、まだ委員の先生方にはおつき合いいただいて、御意見があったら伺いたいと思います。

情報を出すか出さないかは生物の保全にかかわっている人はみんな悩んでいるところだと思います。これをまとめていただいたのが3ページから4ページにかけてのものでございます。

それからもう1つは、多分保全戦略にカルテを種ごとにつくるという話があったと思いますが、そのイメージとして、資料4-2別添1とか2のようなものを例えば考えていくというようなことのようにです。

では、御意見を伺えればと思います。

○吉田正人委員 先ほど私がハビタット別の分析をしたらということで申し上げたことに関連した意見ですが、例えば湿地性の植物が絶滅危惧種がたくさんある場所では、種名を出さずに、開発はここは避けてくださいといったような形で、捕獲などを防ぎつつ開発は避けるというような工夫ができないものかと思います。

以上です。

○尾崎清明委員 公表される資料、トキと貝類があって、いずれも結構です。ぜひお願いしたいのは、英語版もつくっていただきたいと思います。前に少し調べたんですが、例えばトキのことで英語でどこかできちっと最近の情報が出ているかということ、余りないんです。我々が、例えば韓国とか中国を調べようとしてもないのと同じで、日本の状況がわか

らないという国際的なリクエストがあると思います。

○石井実座長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、2点コメントです。種名を出さないで、むしろ生息地を守るような方法というのを考えられないかということ、それから国際的な発信ということで、英語も検討してくださいよということです。何かありますか。

○環境省（奥田） コメント、どうもありがとうございます。ハビタットでこういったところは気をつけたほうが良いというのはぜひ検討していきたいと考えております。

それから、英語版なんですけれども、私も時々欲しいなと思うことがあるんですけども、全部の種についてはなかなか厳しいかなと思うんですけども、リンク先がたとえ日本語であったとしても、こういった情報はありますというのが英語版であると確かにいいと思いますので、主要な種についてはまた検討していきたいと思います。

○石井実座長 ありがとうございます。

それでは、特になければこの辺にしたいと思いますけれども、何かありますでしょうか。

○石井信夫委員 全体的なことでもいいですか。手短にしたいと思いますけれども、今回科学委員会第1回目ですよね。私はこの委員会で何をするのかというのがよくわからなかったんですね。きょう少しわかりましたけれども、中環審の会議の議題の1つとは違うようにするということですが、さっきいろんな指定だとか、保護増殖事業の評価というのをどこかでしていますかと言ったら、まだこれからですということなので、作業は別に必要でしょうけれども、種指定と保護増殖事業の全体を見渡して議論するという場になり得るかなと思ったのが1つです。

それに関連して、指定を解除したのがありますよね。オオタカなんかが一番いい例なんですけど、いろいろ懸念も示されている中で解除をしたと。その後どうなったかということフォローアップするというのも評価の1つだと思っています。

それから、ここでは大体これを指定したいと思いますという提案がぼんと出てきて、承認するということなんですけれども、その手前で随分これは指定すべきかすべきじゃないか、どういう情報があるかという整理がされていると思うので、個別の事例を余りやっていると大変なので、その中で出てきた問題で、一般的なのか、パターンとして出てくるような問題点というのを整理したらいいかなと。そういうのについて議論する場にもしたらどうかと思います。

それで、一般からの提案で、これは指定しませんというのもあり、それから検討中というのがありますよね。それは何が問題になっているかというのを、これも個別のことをこの場で議論するのは難しいかもしれませんが、どういうところが問題になっているかという整理もできればしていただいて、この場がいいのか、ほかがいいのかちょっとわかりませんが、議論するというようなことをすると、科学委員会らしくなるかなと思いました。

以上です。

○石井実座長 ありがとうございます。第1回ということで手探りの状態でやってきたけれども、いろいろな御意見がありましたので、これをまとめていただいて、よりよい科学委員会にさせていただくということかと思えます。

それでは、事務局にお返しします。

○環境省（田中） 石井座長、どうもありがとうございました。

では最後に、環境省大臣官房審議官の鳥居より締め御挨拶を申し上げます。

○環境省（鳥居） どうも皆さん、長時間にわたりまして熱心な御議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

法改正に伴って、きょう第1回科学委員会ということで、特に前半部分、種の選定につきましては、いろいろ課題についても御指摘をいただきました。いただいた御意見を踏まえ、どういうふうに変更していったらいいかということにつきましても検討していきたいと思えます。

また、後段、保全対策についても大変いろいろな御意見をいただきました。選定種が増えていく一方で、予算とか、体制とかがそれに見合っていないという部分もありますけれども、個体の保護はもちろんですけれども、やっぱりハビタットの保全対策というのは重要であると、これは私どもも非常に認識しております。

環境省の持てるいろいろな保護地域の制度に限らず、他省庁の持っているようなものもうまく連携をしながらやっていく、あるいは民間の活動なんかと有機的に連携していくということも重要かと思えます。いろいろな予算、体制が足りない分、それで開き直るんじゃなくて、知恵を出していくということが重要かと思えますので、また引き続き、先生方の御助言をいただければと思えます。

なお、本日御了承いただきました36種の国内希少野生動植物種に追加することにつきましては、本日の午後からパブリックコメントを開始いたしまして、1月中旬をめどに、種



の保存法の政令改正の閣議決定を行いたいと考えております。

また、法改正に伴いまして法定化されました一般の方々からの提案制度につきましては、来年度検討分の募集を1月前半に開始いたしまして、2月末まで受け付けたいと考えてございます。

いずれにしましても、今後、この科学委員会、ますます重要な位置づけになってくると思いますので、引き続き御協力、御支援等をいただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○環境省（田中） それでは、以上をもちまして本日の科学委員会を閉会といたします。改めまして、委員の皆様、御出席ありがとうございました。